

様式第1(第3条関係)

※受理年月日	年 月 日
※受理番号	
※備 考	

大規模小売店舗届出書

令和8年7月31日

兵庫県知事 様

イオンリテール株式会社
代表取締役 古澤 康之
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

大規模小売店舗立地法第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 : (仮称) そよら小野

所在地 : 兵庫県小野市王子町字太良右兵衛門池 868 番地 1

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

小売業を行う者の氏名又は名称	代表者の氏名	住 所
イオンリテール株式会社	代表取締役 古澤 康之	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
他 未定	未定	未定

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和9年4月1日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

10,360 m²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
駐車場① 別添図面 3-1 建物配置図兼 1 階平面図に示すとおり	702 台
駐車場② 別添図面 3-2 隔地駐車場図面に示すとおり	

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

位 置	収容台数
駐輪場① 別添図面 3-1 建物配置図兼 1 階平面図に示すとおり	296 台
駐輪場② 別添図面 3-1 建物配置図兼 1 階平面図に示すとおり	
駐輪場③ 別添図面 3-1 建物配置図兼 1 階平面図に示すとおり	
駐輪場④ 別添図面 3-1 建物配置図兼 1 階平面図に示すとおり	
駐輪場⑤ 別添図面 3-1 建物配置図兼 1 階平面図に示すとおり	

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

位 置	面積
荷さばき施設① 別添図面 3-1 建物配置図兼 1 階平面図に示すとおり	326 m ²
荷さばき施設② 別添図面 3-1 建物配置図兼 1 階平面図に示すとおり	

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位 置	容量
廃棄物等保管施設① 別添図面 3-1 建物配置図兼 1 階平面図に示すとおり	39 m ³
廃棄物等保管施設② 別添図面 3-1 建物配置図兼 1 階平面図に示すとおり	

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称		開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	小売店舗棟①	午前 0 時 00 分	翌午前 0 時 00 分
未定	小売店舗棟①	午前 0 時 00 分	翌午前 0 時 00 分
未定	小売店舗棟②	午前 10 時 00 分	午後 9 時 00 分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	駐車可能時間帯
駐車場①	午前 0 時 00 分～翌午前 0 時 00 分
駐車場②	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

駐車場	出入口の数	位置
駐車場①	出 口 1 箇所	別添図面 3-1 建物配置図兼 1 階平面図に示すとおり
	入 口 1 箇所	
	出入口 6 箇所	
駐車場②	出入口 1 箇所	別添図面 3-2 隔地駐車場図面に示すとおり
合計	出 口 1 箇所	
	入 口 1 箇所	
	出入口 7 箇所	

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯
荷さばき施設①	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分
荷さばき施設②	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分

別添 1 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面【規則第4条第1項第3号】

(1) 建物配置図及び各階平面図（別添のとおり）

(2)

①建物・敷地の概要

項目	計画内容	
建物	小売店舗棟①	小売店舗棟②
構造	鉄骨造	鉄骨造
階数	地上2階	地上1階
建築面積	5,979 m ²	1,712 m ²
延床面積	10,717 m ²	1,712 m ²
敷地面積	43,727 m ²	

②各階ごとの店舗面積

階数	店舗面積	
	小売店舗棟①	小売店舗棟②
2階	4,186 m ²	—
1階	4,468 m ²	1,706 m ²
計	8,654 m ²	1,706 m ²

③併設施設の計画

<利用者層が同一の併設施設>

事業内容	事業主体	併設施設面積
併設施設棟① アミューズ、飲食等	イオンリテール株式会社 他未定	1,256 m ²
併設施設棟② 飲食店	未定	226 m ²
併設施設棟③ 飲食店	未定	152 m ²
併設施設棟④ 銀行（既存）	株式会社みなと銀行	1,000 m ²
合 計		2,634 m ²

別添 2 主として販売する物品の種類【規則第4条第1項第2項】

建物	小売業者を行う者の氏名 又は名称	主として販売する物品の種類
小売店舗棟①	イオンリテール株式会社	食料品、衣料品、生活関連用品
	他 未定	未定
小売店舗棟②	未定	未定

別添 3 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠【規則第4条第1項第4号】

(1) 自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠

① 指針による必要駐車台数

ア 小売店舗の必要駐車台数

		計算根拠
用途地域区分	商業地区	用途地域：近隣商業地域
S：店舗面積	10.360 千㎡	
A：日来店客数原単位	950 人／千㎡	人口 40 万人未満 950 ($S \geq 5$)
B：ピーク率	14.4%	指針
L：駅からの距離	駅から 1,300m	神戸電鉄粟生線 小野駅
C：自動車分担率	70%	「商業地区」人口 10 万人未満 70 ($L \geq 300$)
D：平均乗車人員	2.018 人／台	$10 \leq S < 20$ $1.5 + 0.05S$
E：平均駐車時間係数	1.42867	$10 \leq S < 20$ $(65 + 2S) / 60$
必要駐車台数	702 台	$A \times S \times B \times C \div D \times E$
参考：日来店台数	3,414 台／日	$A \times S \times C \div D$
参考：ピーク時間来店台数	492 台／	$A \times S \times B \times C \div D$

イ 併設施設（利用者層が同一）と駐車場を共用する場合で、併設施設の面積の割合が小売店舗面積の 2 割以上の場合における併設施設を含めた必要台数

		計算根拠
s：併設施設面積	2.634 千㎡	
X：併設施設の割合	25.43%	$= s \div S$
Y：比率	1.05	指針値との比較式
併設施設を含む必要駐車台数	741 台	

② 駐車場の分散確保の有無

駐車場の分散確保の有無	理 由
有 ☒ 無 ☐	隔地駐車場を設定することで周辺への交通影響を分散する

③ 駐車場の料金の有無

駐車場の料金の有無	理 由
有 ☐ 無 ☒	無料にすることで来退店車両の円滑な入出庫を図る

(2) その他駐車場の規模に関する計画

①来客用以外に考慮する駐車台数

＜従業員等駐車場台数＞

事 項	面 積	店舗用駐車場と 共用・別途の別	必要台数	備 考
従業員駐車場	2,813 ㎡	共用	225 台	
業務用車両駐車場	0 ㎡	—	0 台	
搬出入車両駐車場	0 ㎡	—	0 台	
合 計			—	

＜併設施設の駐車台数＞

付属施設の名称	面 積	台数	算出根拠
併設施設棟①	—	—	大規模小売店舗と共用
併設施設棟②	—	—	
併設施設棟③	—	—	
併設施設棟④	318 ㎡	25 台	すでに営業している銀行（既存店舗）であり、当該駐車場は 25 台で充足している。

②駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況

駐 車 場	駐 車 場 構 造	収 容 台 数	面 積	駐 車 区 画 の 大 き さ					契 約 形 態
				軽 四	一 般		身 障 者 等		
駐 車 場 ①	建物外 平面駐車場 (自走式)	816 台	10,295 m ²	20 台	776 台	3 台	11 台	6 台	自社管理 (一部、併設 施設管理)
				2.5 × 4.0	2.5 × 5.0	3.5 × 5.0	3.5 × 5.0	5.0 × 5.0	
駐 車 場 ②	建物外 平面駐車場 (自走式)	150 台	1,875 m ²	—	150 台	—	—	—	賃借
				—	2.5× 5.0	—	—	—	

別添 4 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項【規則第4条第1項第5項】

(1) 駐車場の自動車の出入口の形式等

①駐車場の入庫処理能力

駐車場	出入口	1 時間当たり 入庫処理能力		ピーク 1 時間に予想される 自動車台数	
駐車場①	入口 1、出入口 5	450 台	3,600÷8	162 台/時	指針式
	出入口 1、出入口 2、出入口 6	450 台	3,600÷8	167 台/時	指針式
	出入口 3、出入口 4	450 台	3,600÷8	109 台/時	指針式
駐車場②	出入口 7	450 台	3,600÷8	80 台/時	指針式

②敷地内の駐車待ちスペース

駐車場	出入口	駐車待ち スペース	発券 ブース	駐車待ちスペースが無い場合
				設置しない根拠
駐車場①	入口 1、出入口 5	無	無	各出入口に必要な駐車待ちスペースの長さは表外の計算式よりマイナスの値となるため
	出入口 1、出入口 2、出入口 6	無	無	
	出入口 3、出入口 4	無	無	
駐車場②	出入口 7	無	無	

・各出入口に必要な駐車待ちスペース

= (当該入口の 1 分当たりの来台数×1.6-当該入口の 1 分当たりの入庫処理能力) ×6m

入口 1、出入口 5 : (162 台/時÷60×1.6-450 台/時÷60) ×6m=-19.1m

出入口 1、出入口 2、出入口 6 : (167 台/時÷60×1.6-450 台/時÷60) ×6m=-18.3m

出入口 3、出入口 4 : (109 台/時÷60×1.6-450 台/時÷60) ×6m=-27.6m

出入口 7 : (80 台/時÷60×1.6-450 台/時÷60) ×6m=-32.2m

(2) 方向別台数の予測結果等

①敷地周辺の道路の状況

項目		No. 1	No. 2	No. 3	No. 4
		県道23号線	市道109号線 (王子中島線)	市道5203号線	県道18号線
幅員計		19.0m	14.1m	7.9m	14.5m
幅員構成	車道	12.0m	7.8m	6.4m	13.0m
	車線数	片側1車線	片側1車線	片側1車線	片側1車線
	歩道の有無	北側：2.5m (別途植栽1.0m) 南側：2.5m (別途植栽1.0m)	東側：2.5m 西側：2.5m (別途植栽1.3m)	西側：1.5m	東側：1.5m
	中央分離帯の有無	無	無	無	無
	路肩	北側：0.8m 南側：0.8m	東側：1.0m 西側：0.8m	東側：0.2m 西側：0.2m	東側：0.6m 西側：0.9m
安全施設		無	無	ガードレール	無
交通規制		速度規制50km/h	速度規制40km/h	駐車禁止	速度規制40km/h
店舗周辺の信号交差点数 (うち右折帯設置の交差点数)		2 交差点 (2 交差点)	1 交差点 (1 交差点)	無	1 交差点 (1 交差点)
横断歩道の有無		有	有	有	有
通学路の有無		無	無	無	無
信号機の有無		有	有	無	有
バス路線の有無		有 小野市コミュニティバス	有 小野市コミュニティバス	無	有 神姫バス
バス停の有無		無	無	無	有
駐車場出入口から敷地寄りの バス停ポールまでの距離		—	—	—	来客用出入口は当該道路に面しない

②来客の自動車の方向別台数の予測の結果等

ア) 現状の交通量調査の結果

調査年月日	・令和7年8月24日(日) 0時～24時 ・令和7年8月25日(月) 0時～24時
調査場所	別図【調査地点位置図】参照
調査方法	ビデオカメラにより映像を撮影し後日、カウンターにて計測

[illegible]

調査地点位置図（図中の○が調査地点）

調査結果

ピーク時交差点交通量調査結果総括（地点 1）

地点 1	ピーク時 (時台)	小型 (台)	大型 (台)	合計 (台)	二輪 (台)	大型車 混入率 (%)
平日	17	1,694	45	1,739	25	2.6
休日	10	1,188	20	1,208	15	1.7

ピーク時交差点交通量調査結果総括（地点 2）

地点 2	ピーク時 (時台)	小型 (台)	大型 (台)	合計 (台)	二輪 (台)	大型車 混入率 (%)
平日	17	1,172	30	1,202	18	2.5
休日	10	889	18	907	21	2.0

ピーク時交差点交通量調査結果総括（地点 3）

地点 3	ピーク時 (時台)	小型 (台)	大型 (台)	合計 (台)	二輪 (台)	大型車 混入率 (%)
平日	17	1,004	25	1,029	12	2.4
休日	17	676	7	683	13	1.0

24 時間交差点交通量調査結果総括（地点 1）

地点 1	小型 (台)	大型 (台)	合計 (台)	二輪 (台)	大型車 混入率 (%)
平日	17,615	1,317	18,932	255	7.0
休日	14,344	276	14,620	263	1.9

24 時間交差点交通量調査結果総括（地点 2）

地点 2	小型 (台)	大型 (台)	合計 (台)	二輪 (台)	大型車 混入率 (%)
平日	12,241	909	13,150	180	6.9
休日	10,080	186	10,266	201	1.8

24 時間交差点交通量調査結果総括（地点 3）

地点 3	小型 (台)	大型 (台)	合計 (台)	二輪 (台)	大型車 混入率 (%)
平日	10,426	572	10,998	195	5.2
休日	8,319	158	8,477	162	1.9

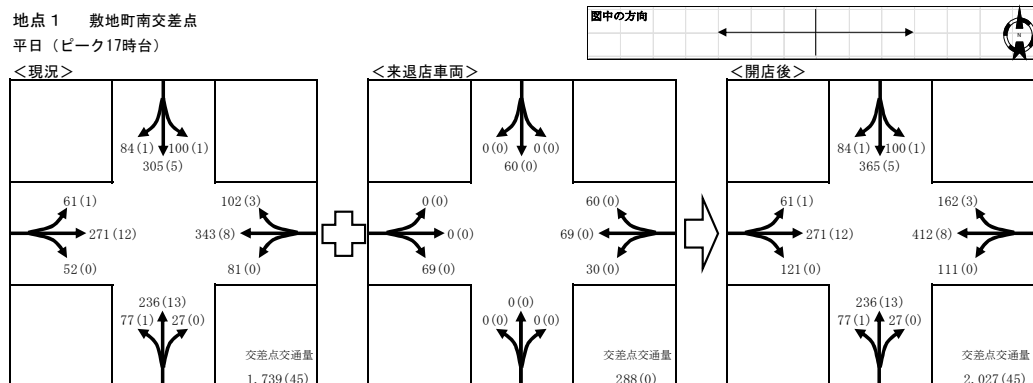
イ) 開店後の周辺道路の交通量予測

予測方法	指針に基づくピーク時来店車両台数を基に予測
予測の根拠	大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針

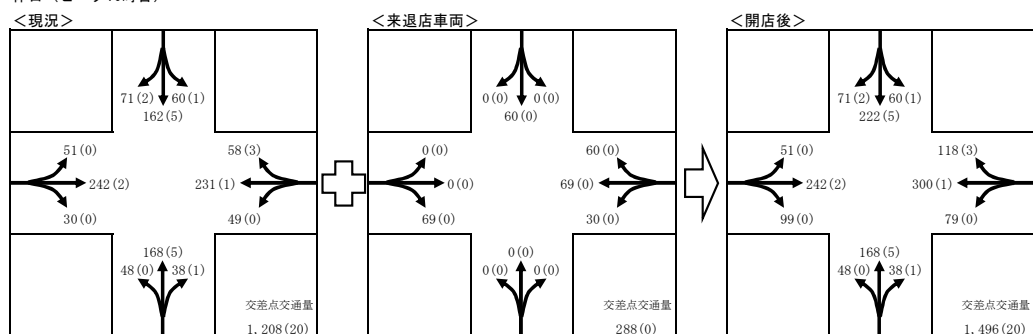
現況と開店後における交通量の比較

地点1 敷地町南交差点

平日（ピーク17時台）



休日（ピーク10時台）

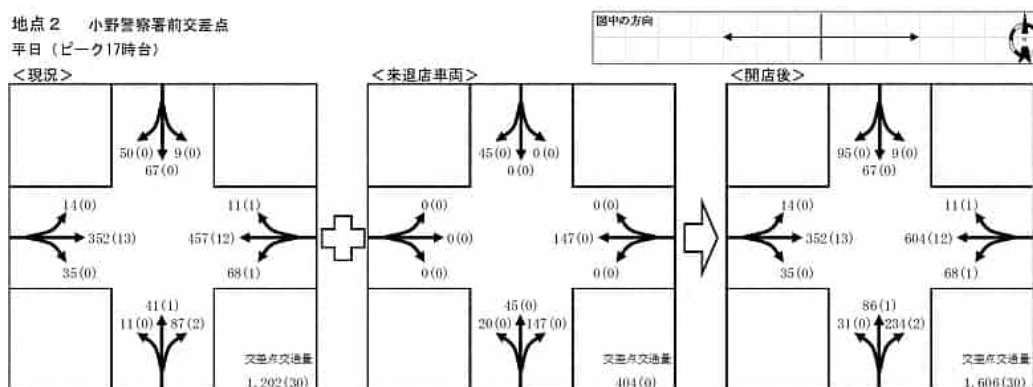


注) () 内は大型車の台数で内数。

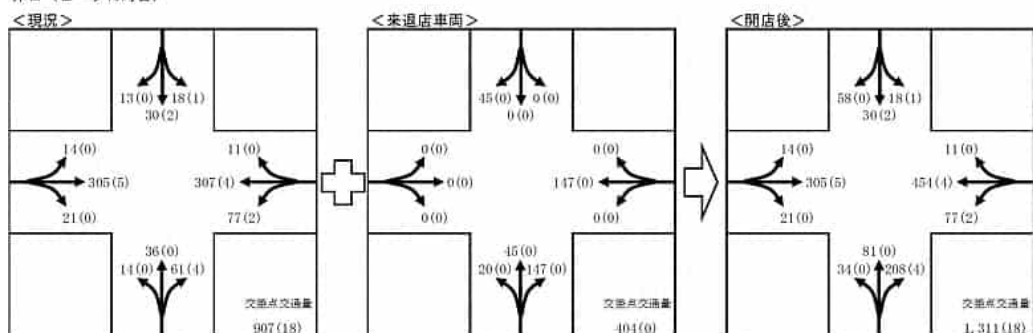
現況及び開店後の方向別交通量(地点1)

地点2 小野警察署前交差点

平日（ピーク17時台）



休日（ピーク10時台）

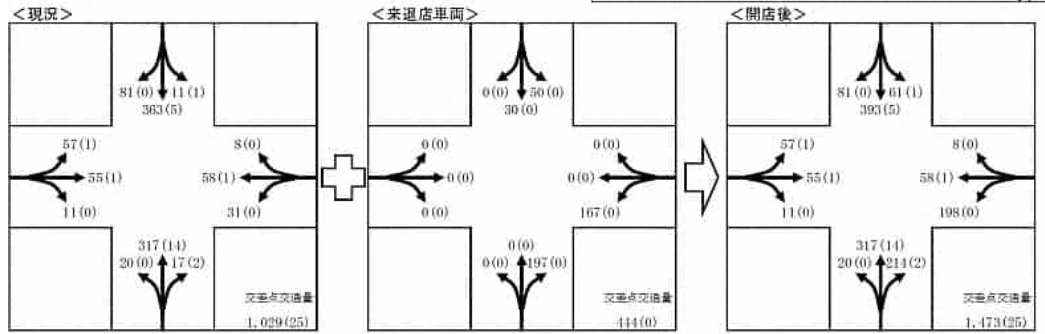


注) () 内は大型車の台数で内数。

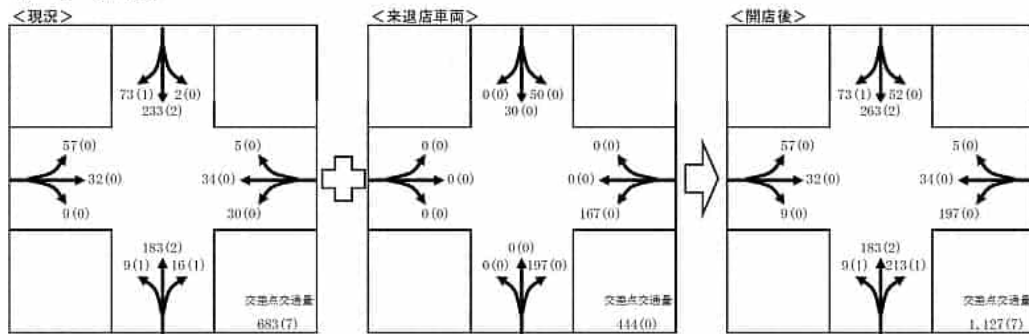
現況及び開店後の方向別交通量(地点2)

地点 3 大池総合公園西交差点

平日（ピーク17時台）



休日（ピーク17時台）

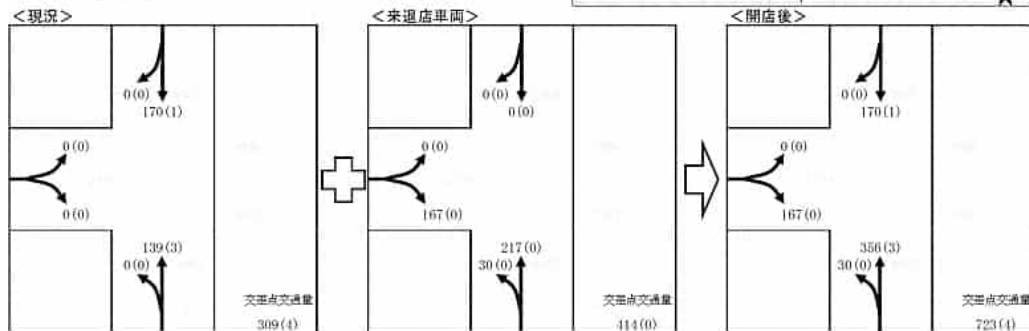


注）（ ）内は大型車の台数で内数。

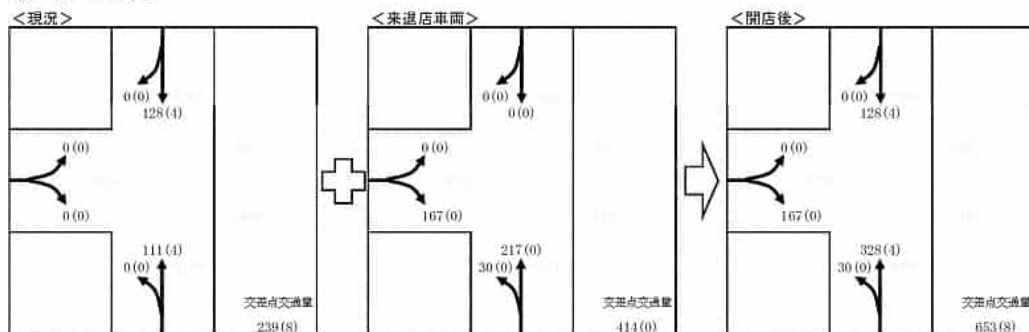
現況及び開店後の方向別交通量(地点3)

地点 4 (仮称)計画地南側無信号交差点

平日（ピーク17時台）



休日（ピーク10時台）



注）（ ）内は大型車の台数で内数。

現況及び開店後の方向別交通量(地点4)

現況及び開店後の交差点需要率・交通容量比

<信号交差点>

信号交差点の平日及び休日における開店後の交差点需要率・交通容量比の検討を行い、結果は以下に示すとおりとなった。解析した結果、交差点需要率は平日、休日ともに 0.8 を下回り、交通容量比は全ての車線で平日、休日ともに 1.0 を下回る結果となった。

地点 1

項目			平日				休日			
			現況		開店後		現況		開店後	
ピーク時間帯			17 時台				10 時台			
交差点需要率			0.460		0.577		0.276		0.374	
交通容量比	西流入	左直	0.496	○	0.496	○	0.408	○	0.408	○
		右	0.104	○	0.275	○	0.047	○	0.173	○
	北流入	左直	0.506	○	0.576	○	0.304	○	0.379	○
		右	0.155	○	0.155	○	0.125	○	0.125	○
	東流入	左直	0.625	○	0.774	○	0.389	○	0.531	○
		右	0.183	○	0.289	○	0.095	○	0.191	○
	南流入	左直	0.399	○	0.399	○	0.291	○	0.291	○
		右	0.056	○	0.064	○	0.066	○	0.074	○

塗り部分は来退店経路の車線

地点 2

項目			平日				休日			
			現況		開店後		現況		開店後	
ピーク時間帯			17 時台				10 時台			
交差点需要率			0.354		0.544		0.270		0.461	
交通 容 量 比	西流入	左直	0.333	○	0.333	○	0.312	○	0.312	○
		右	0.062	○	0.079	○	0.032	○	0.04	○
	北流入	左直右	0.219	○	0.306	○	0.108	○	0.185	○
	東流入	左直	0.487	○	0.616	○	0.394	○	0.534	○
		右	0.017	○	0.017	○	0.017	○	0.017	○
	南流入	左直右	0.252	○	0.635	○	0.192	○	0.553	○

塗り部分は来退店経路の車線

地点 3

項目			平日				休日			
			現況		開店後		現況		開店後	
ピーク時間帯			17 時台				17 時台			
交差点需要率			0.348		0.533		0.242		0.401	
交通容量比	西流入	左直右	0.344	○	0.344	○	0.311	○	0.311	○
	北流入	左直右	0.418	○	0.496	○	0.261	○	0.334	○
	東流入	左直右	0.204	○	0.606	○	0.166	○	0.613	○
	南流入	左直右	0.314	○	0.606	○	0.172	○	0.396	○

塗り部分は来退店経路の車線

<無信号交差点>

市道 109 号線及び市道 5203 線の交わる無信号交差点である地点 4 の平日及び休日の開店後の交通検討については、「信号機のない交差点の交通容量の計算方法（西ドイツの計算方法）」を用いて評価した。結果は以下のとおり。

地点 4

項目	平日	休日
	開店後	開店後
従道路からの右折 西流入右折	交通容量差 199 遅れは小さい	交通容量差 244 遅れは小さい

(3) その他の対応策

①駐車場の設置に当たっての配慮

項 目	具体的な内容
歩行者等の動線分離	駐車場内に歩道を設置し、動線を分離する
駐車場からの排気ガス	掲示物等によりアイドリングストップを呼びかけ、注意喚起を行う

②交通への支障を回避するための方策等

項 目	具体的な方法・内容
交通誘導員の配置	オープン時や繁忙時等には駐車場出入口に交通誘導員を適宜配置する

別添 5 経路の設定等

(1) 自動車を駐車場に案内する経路及び方法【規則第 4 条第 1 項第 6 号】

- 周辺見取図に来客の自動車の案内経路を表示した図面（別添図面 5 来退店経路図 参照）

(2) 経路等を来客者に知らせる方法、その他交通対策

項 目	具体的な方法・内容
案内表示の設置 (看板等)	駐車場内に出口方向を示す案内看板を配置する
ちらし等の配布	オープン時等に配布する広告ちらしに案内経路を掲載するなど、来退店経路の周知を図る
交通誘導員の配置	オープン時や繁忙時等には駐車場出入口に交通誘導員を適宜配置する

別添 6 荷さばき施設の整備等【規則第 4 条第 1 項第 7 号】

(1) 搬出入車両台数と荷さばき時間帯

時間帯	小売店舗棟① 荷さばき施設①		小売店舗棟② 荷さばき施設②	平均的な 荷さばき 処理時間
	搬出入車両の車種車両数（台）			
	2 t 車	4 t 車	4 t 車	
6：00～7：00	2	3	1	15 分
7：00～8：00	0	1	0	
8：00～9：00	0	1	1	
9：00～10：00	2	3	0	
10：00～11：00	2	3	0	
11：00～12：00	2	2	0	
12：00～13：00	0	2	1	
13：00～14：00	1	1	0	
14：00～15：00	0	2	0	
15：00～16：00	0	2	1	
16：00～17：00	0	2	0	
17：00～18：00	0	2	0	
18：00～19：00	0	2	0	
19：00～20：00	0	1	0	
20：00～21：00	1	1	1	
21：00～22：00	0	2	1	
計	10	30	6	

(2) 荷さばき施設の計画

①荷さばき施設の形状・規模

施設	面積	同時作業の 可能な台数	待機スペースの有無・広さ
荷さばき施設①	208.0 m ²	2 台	無
荷さばき施設②	117.6 m ²	1 台	無

②荷さばき施設の規模の算出根拠

施設	ピーク時における搬出入車両台数
荷さばき施設①	2～4 t 車 5 台
荷さばき施設②	4 t 車 1 台

③搬出入車両の出入口の数

施設	搬出入車両の 出入口の数	対応等
荷さばき施設①	1 箇所 (専用出入口)	専用出入口及び専用の区画のため 来客と分離されている
荷さばき施設②	1 箇所	営業時間中に搬入する場合には荷さば き施設付近に交通誘導員を配置し安全 を確保する

別添 7 騒音問題に対応するための対応策

① 一般的騒音対策の概要

遮音壁の有無	遮音壁の高さ	遮音壁の厚さ	材質・構造	遮音壁の位置
有	2.0m	600mm	アルミ、樹脂 積層複合素材	別添 図面 7-3 図面 7-5～ 図面 7-7 参照

② 荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要

項目	具体的な騒音対策の概要
荷さばき施設の騒音対策	・ 荷さばき施設は十分なスペースを確保し、荷さばき時間の短縮を図る
荷さばき作業の騒音対策	・ 荷さばき作業は、夜間の時間帯(22 時～翌 6 時)は行わない ・ 荷さばき車両は、空ぶかしの禁止、アイドリングストップ、 不必要なクラクションの禁止を徹底する ・ 作業人員への騒音防止意識の指導を徹底する

③ BGM等の営業宣伝活動の予定

実施時間帯	拡声器の数	具体的な騒音対策の概要
—	—	外部に向けての営業宣伝活動は行わない

④ 駐車場の騒音対策の概要

駐車場	施設面の騒音対策	運用面の騒音対策
駐車場①	・ 路面や排水蓋等のフラット管理に努める	・ 掲示物等によりアイドリングストップを呼びかけ、注意喚起を行う ・ 駐車場②は夜間の利用制限
駐車場②	・ 路面や排水蓋等のフラット管理に努める	

⑤ 廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要

施設	構造	回収 時間帯	施設面の 騒音対策	運用面の 騒音対策
廃棄物等保管施設①	屋内	6時00分～ 22時00分	—	・ 回収作業は、夜間の 時間帯(22 時～翌 6 時)は行わない ・ 作業人員への騒音 防止意識の指導を 徹底する
廃棄物等保管施設②	屋内		—	

⑥付帯設備の稼働時間と騒音対策

音源 No.	建物	付帯設備 の種類	稼働時間帯	騒音対策
1K201～1K214	小売店舗棟①	空調室外機	24 時間	低騒音機器の選定、 定期的なメンテナンス 一部、消音器設置
1K301～1K343			24 時間	
2K201～2K209	小売店舗棟②		午前 9 時 30 分～ 午後 9 時 30 分	
1G201、1G202、 1G301、1G302	小売店舗棟①	外調機	24 時間	
1P101	小売店舗棟①	ポンプ	24 時間	
1R201～1R214	小売店舗棟①	冷凍室外機	24 時間	
1F101～1F111	小売店舗棟①	送風機	24 時間	
1F201～1F209			24 時間	
1F301～1F313			24 時間	
2F201	小売店舗棟②		24 時間	

別添 8 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測結果と算出根拠
【規則第 4 条第 1 項第 10 号】

①各予測地点における等価騒音レベルの予測結果(dB)

表-騒音予測結果（騒音の総合的な予測：昼間）

予測地点	用途地域	環境基準 【昼間】	定常 騒音	変動		衝撃	合成 (dB)	評価
				車両走行音	作業 騒音	作業 騒音		
A1 1 階 (H = 1.2 m)	近隣商業地域	60	32	47	11	-9	47	○
A2 1 階 (H = 1.2 m)	第一種住居地域	55	31	46	14	-7	46	○
A3 1 階 (H = 1.2 m)	第二種住居地域	55	28	41	29	13	42	○
A3 2 階 (H = 4.7 m)	第二種住居地域	55	28	41	29	13	42	○
B1 1 階 (H = 1.2 m)	第二種住居地域	55	36	44	38	23	45	○
B1 2 階 (H = 4.7 m)	第二種住居地域	55	38	44	38	23	46	○
B1 3 階 (H = 7.7 m)	第二種住居地域	55	40	45	39	23	47	○
B2 1 階 (H = 1.2 m)	第二種住居地域	55	34	43	14	2	44	○
B2 2 階 (H = 4.7 m)	第二種住居地域	55	36	43	16	3	44	○
C1 1 階 (H = 1.2 m)	第二種住居地域	55	36	32	39	27	42	○
C1 2 階 (H = 4.7 m)	第二種住居地域	55	38	33	39	27	42	○
C1 3 階 (H = 7.7 m)	第二種住居地域	55	38	33	39	27	42	○
C1 4 階 (H = 10.7 m)	第二種住居地域	55	39	34	39	27	43	○
C1 5 階 (H = 13.7 m)	第二種住居地域	55	40	36	39	27	44	○
C1 6 階 (H = 16.7 m)	第二種住居地域	55	41	37	39	27	44	○
C2 1 階 (H = 1.2 m)	第二種住居地域	55	39	38	47	33	48	○
C2 2 階 (H = 4.7 m)	第二種住居地域	55	41	38	47	33	49	○
C3 1 階 (H = 1.2 m)	第二種住居地域	55	39	41	50	36	51	○
C3 2 階 (H = 4.7 m)	第二種住居地域	55	41	41	50	36	51	○
C4 1 階 (H = 1.2 m)	第二種住居地域	55	38	39	49	40	50	○
C4 2 階 (H = 4.7 m)	第二種住居地域	55	40	39	48	40	50	○
C4 3 階 (H = 7.7 m)	第二種住居地域	55	42	39	48	40	50	○

予測の結果、昼間の等価騒音レベルにおいて、全ての地点で環境基準を満足します。なお、予測値が基準値を 3dB 以上下回るため、反射音を考慮しても基準を満足すると考えます。

表-騒音予測結果（騒音の総合的な予測：夜間）

予測地点	用途地域	環境基準 【夜間】	定常 騒音	変動		衝撃	合成 (dB)	評価
				車両走行音	作業 騒音	作業 騒音		
A1 1階 (H = 1.2 m)	近隣商業地域	50	32	46	－	－	46	○
A2 1階 (H = 1.2 m)	第一種住居地域	45	30	45	－	－	45	△
A3 1階 (H = 1.2 m)	第二種住居地域	45	27	37	－	－	38	○
A3 2階 (H = 4.7 m)	第二種住居地域	45	27	37	－	－	38	○
B1' 1階 (H = 1.2 m)	第二種住居地域	45	32	44	－	－	45	△
B1' 2階 (H = 4.7 m)	第二種住居地域	45	34	45	－	－	45	△
B1' 3階 (H = 7.7 m)	第二種住居地域	45	35	45	－	－	45	△
B2 1階 (H = 1.2 m)	第二種住居地域	45	32	42	－	－	42	○
B2 2階 (H = 4.7 m)	第二種住居地域	45	34	42	－	－	43	△
C1 1階 (H = 1.2 m)	第二種住居地域	45	36	26	－	－	36	○
C1 2階 (H = 4.7 m)	第二種住居地域	45	37	27	－	－	38	○
C1 3階 (H = 7.7 m)	第二種住居地域	45	38	28	－	－	39	○
C1 4階 (H = 10.7 m)	第二種住居地域	45	39	31	－	－	39	○
C1 5階 (H = 13.7 m)	第二種住居地域	45	40	34	－	－	41	○
C1 6階 (H = 16.7 m)	第二種住居地域	45	41	35	－	－	42	○
C2' 1階 (H = 1.2 m)	第二種住居地域	45	39	27	－	－	39	○
C2' 2階 (H = 4.7 m)	第二種住居地域	45	40	28	－	－	41	○
C3' 1階 (H = 1.2 m)	第二種住居地域	45	39	18	－	－	39	○
C3' 2階 (H = 4.7 m)	第二種住居地域	45	41	19	－	－	41	○
C4' 1階 (H = 1.2 m)	第二種住居地域	45	38	17	－	－	38	○
C4' 2階 (H = 4.7 m)	第二種住居地域	45	40	19	－	－	40	○
C4' 3階 (H = 7.7 m)	第二種住居地域	45	42	20	－	－	42	○

予測の結果、反射音の影響について、A2(1階高さ)、B1' (1階～3階高さ)、B2(2階高さ)の地点で、予測値と基準値の差が3dB未満となりました。

上記の騒音予測結果について、来店車両の台数は全ての来店車両が駐車場内全ての経路を走行する設定となっています。実際には各方面より来退店する出入口が異なることから、出入口の車両走行音について、台数の設定を行いました。また、今回の計画では、駐車場①を中央に複数の商業施設が駐車場①の周りに立地するレイアウトとなっています。来客はそれぞれ目当ての商業施設に向かって来店することから、駐車場の全ての駐車マスが均等に利用されるのではなく、利用頻度に差があると考え、その差を騒音予測に反映するために駐車場①-1、駐車場①-2 と区別し、各駐車台数で按分をしました。なお、駐車場①-1 及び各出入口に通じる経路の車両走行音は、駐車場①全体の台数を設定しました。

表-騒音予測結果（騒音の総合的な予測：夜間-台数按分）

予測地点	用途地域	環境基準 【夜間】	定常 騒音	変動		衝撃	合成 (dB)	評価
				車両走行音	作業 騒音	作業 騒音		
A2 1階 (H = 1.2 m)	第一種住居地域	45	30	44	-	-	44	△
B1' 1階 (H = 1.2 m)	第二種住居地域	45	32	42	-	-	42	○
B1' 2階 (H = 4.7 m)	第二種住居地域	45	34	42	-	-	43	△
B1' 3階 (H = 7.7 m)	第二種住居地域	45	35	43	-	-	43	△
B2 1階 (H = 1.2 m)	第二種住居地域	45	32	38	-	-	39	○
B2 2階 (H = 4.7 m)	第二種住居地域	45	34	38	-	-	40	○

予測の結果、反射音の影響について、B1'（1階高さ）及びB2(1,2階高さ）について、予測値が基準値を3dB以上、下回ります。

A2(1階高さ)、B1'（2階,3階高さ）の地点で、予測値と基準値の差が3dB未満となりました。上記の予測地点については以下のとおりです。

A2（1階高さ）

- ・予測地点について、建物壁面から距離が十分にあること、保全対象である小野市の公共施設と出入口の間には商業施設が立地していることから、反射による影響は軽微と考えます。

B1'（2階,3階高さ）

- ・出入口4について、西方面からの来店を左折入庫で受ける出入口であり、閉鎖すると西方面からの来店車両が北側出入口にて右折での入庫になってしまうことから、遮音壁による対策を行っています。なお、交通安全上、視距の確保の観点から、出入口4付近に設置せずに、小売店舗棟②の南側の駐車場内に設置をしております。

上記の予測地点について、住居壁面にて再度、予測を実施しました。なお、予測について周辺の建物の回折効果を見込んでいます。

表-騒音予測結果（騒音の総合的な予測：夜間-建物壁面）

予測地点	用途地域	環境基準 【夜間】	定常 騒音	変動		衝撃	合成 (dB)	評価
				車両走行音	作業 騒音	作業 騒音		
A2-2 1階 (H = 1.2 m)	近隣商業地域	50	11	8	－	－	12	○
B1'-2 1階 (H = 1.2 m)	第二種住居地域	45	31	36	－	－	37	○
B1'-2 2階 (H = 4.7 m)	第二種住居地域	45	33	38	－	－	39	○
B1'-2 3階 (H = 7.7 m)	第二種住居地域	45	34	39	－	－	40	○

予測の結果、予測値が基準値を 3dB 以上、下回ります。

②予測地点ごとの算出根拠

別添資料「(仮称) そよら小野大規模小売店舗立地法に係る騒音予測資料」参照

別添 9 夜間において発生する騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測結果と算出根拠
【規則第 4 条第 1 項第 11 号】

①各予測地点における最大値騒音レベルの予測結果(dB)

表-騒音予測結果（発生源ごとの騒音レベルの最大値）

予測地点	用途地域	規制基準 【夜間】	音源ごとの最大値			
			定常騒音		変動騒音	
			設備機器	評価	自動車 騒音	評価
a1 1 階 (H = 1.2 m)	近隣商業地域	50	22	○	45	○
a2 1 階 (H = 1.2 m)	近隣商業地域	50	23	○	46	○
b1 1 階 (H = 1.2 m)	近隣商業地域	50	29	○	46	○
b1 2 階 (H = 4.7 m)	近隣商業地域	50	32	○	45	○
b1 3 階 (H = 7.7 m)	近隣商業地域	50	35	○	45	○
b2 1 階 (H = 1.2 m)	近隣商業地域	50	22	○	46	○
b2 2 階 (H = 4.7 m)	近隣商業地域	50	26	○	46	○
c1 1 階 (H = 1.2 m)	近隣商業地域	50	37	○	36	○
c1 2 階 (H = 4.7 m)	近隣商業地域	50	36	○	36	○
c1 3 階 (H = 7.7 m)	近隣商業地域	50	36	○	36	○
c1 4 階 (H = 10.7 m)	近隣商業地域	50	35	○	36	○
c1 5 階 (H = 13.7 m)	近隣商業地域	50	39	○	36	○
c1 6 階 (H = 16.7 m)	近隣商業地域	50	39	○	35	○
c2 1 階 (H = 1.2 m)	近隣商業地域	50	36	○	35	○
c2 2 階 (H = 4.7 m)	近隣商業地域	50	36	○	35	○
c3 1 階 (H = 1.2 m)	近隣商業地域	50	28	○	7	○
c3 2 階 (H = 4.7 m)	近隣商業地域	50	31	○	9	○
c4 1 階 (H = 1.2 m)	近隣商業地域	50	28	○	7	○
c4 2 階 (H = 4.7 m)	近隣商業地域	50	30	○	9	○
c4 3 階 (H = 7.7 m)	近隣商業地域	50	33	○	10	○

予測の結果、夜間の最大値において、全ての地点で規制基準を満足します。なお、予測値が基準値を 3dB 以上、下回るため、反射音を考慮しても基準を満足すると考えます。

②予測地点ごとの算出根拠

別添資料「(仮称) そよら小野大規模小売店舗立地法に係る騒音予測資料」参照

別添10 廃棄物等の保管の為の施設容量の確保等

(1) 廃棄物等の排出量等の予測の結果及び算出根拠【規則第4条第1項第12号】

①指針による予測結果と算出根拠

廃棄物等保管施設①

廃棄物等 種別	店舗面積		一日当り廃棄物 排出量 (指標原単位×S)	平均 保管 日数	見かけ比重	廃棄物の 保管容量
	S (千㎡)					
紙製廃棄物等	6,000 ㎡以下の部分 6,000 ㎡超の部分	6,000 千㎡ 3,910 千㎡	1.29101	1 日	0.10 t / ㎡³	12.91㎡³
金属製 廃棄物等	6,000 ㎡以下の部分 6,000 ㎡超の部分	6,000 千㎡ 3,910 千㎡	0.05373	1 日	0.10 t / ㎡³	0.540㎡³
ガラス製 廃棄物等	6,000 ㎡以下の部分 6,000 ㎡超の部分	6,000 千㎡ 3,910 千㎡	0.04382	1 日	0.10 t / ㎡³	0.440㎡³
プラスチック製廃 棄物等	6,000 ㎡以下の部分 6,000 ㎡超の部分	6,000 千㎡ 3,910 千㎡	0.13173	1 日	0.01 t / ㎡³	13.17㎡³
生ごみ等	6,000 ㎡以下の部分 6,000 ㎡超の部分	6,000 千㎡ 3,910 千㎡	1.0922	1 日	0.55 t / ㎡³	1.99㎡³
その他の可燃性 廃棄物等		9,910 千㎡	0.53514	1 日	0.38 t / ㎡³	1.41㎡³
					合 計	30.46㎡³

※小売店舗棟①と併設施設棟①の共用のため、小売店舗棟①の店舗面積(8,654 ㎡)と併設施設棟①の併設施設面積(1,256 ㎡)の合計 9,910 ㎡で必要な廃棄物の保管容量を求めた

廃棄物等保管施設②

廃棄物等 種別	店舗面積		一日当り廃棄物 排出量 (指標原単位×S)	平均 保管 日数	見かけ比重	廃棄物の 保管容量
	S (千㎡)		A(t)	B (日)	C (t /㎡³)	A×B÷C (㎡³)
紙製廃棄物等	6, 000 ㎡以下の部分 6, 000 ㎡超の部分	1. 706 千㎡ 0 千㎡	0. 35485	1 日	0. 10 t /㎡³	3. 55㎡³
金属製 廃棄物等	6, 000 ㎡以下の部分 6, 000 ㎡超の部分	1. 706 千㎡ 0 千㎡	0. 01194	1 日	0. 10 t /㎡³	0. 12㎡³
ガラス製 廃棄物等	6, 000 ㎡以下の部分 6, 000 ㎡超の部分	1. 706 千㎡ 0 千㎡	0. 01024	1 日	0. 10 t /㎡³	0. 10㎡³
プラスチック製廃 棄物等	6, 000 ㎡以下の部分 6, 000 ㎡超の部分	1. 706 千㎡ 0 千㎡	0. 03412	1 日	0. 01 t /㎡³	3. 41㎡³
生ごみ等	6, 000 ㎡以下の部分 6, 000 ㎡超の部分	1. 706 千㎡ 0 千㎡	0. 28831	1 日	0. 55 t /㎡³	0. 52㎡³
その他の可燃性 廃棄物等		1. 706 千㎡ 0 千㎡	0. 09212	1 日	0. 38 t /㎡³	0. 24㎡³
					合 計	7. 94㎡³

(2) 廃棄物等の保管場所の計画

① 廃棄物保管施設の計画

施設	容量	面積	排出方法	洗浄方法	附属設備の概要
廃棄物等保管施設① ごみ庫 (W4.8×D3.5×H2.7)	18.0 m ³	12.0 m ²	業者委託	水洗	冷蔵設備
廃棄物等保管施設② (W2.3×D2.4×H1.5)	8.3 m ³	5.5 m ²	業者委託	無	無

② リサイクル品（再利用対象物）保管施設の計画

施設	容量	面積	排出方法	洗浄方法	附属設備の概要
廃棄物等保管施設① 段ボール庫 (W4.8×D3.5×H2.7)	13.0	13.0	業者委託	無	無
廃棄物等保管施設① ごみ庫 (W4.8×D3.5×H2.7)	廃棄物等の保管施設と供用		業者委託	水洗	冷蔵設備
廃棄物等保管施設② (W2.3×D2.4×H1.5)	廃棄物等の保管施設と供用		業者委託	無	無

③ 保管場所に関する配慮事項

項目	具体的な内容
廃棄物等の分別	保管庫内で分別保管する
中間処理時の悪臭対策	全て敷地外で処理を行う
保管施設の密閉性	廃棄物は建物内で保管し、悪臭等の発生及び廃棄物の散乱を防止する

別添11 廃棄物等の運搬・処理等の計画

(1) 運搬・処理等の計画

① 廃棄物等の種類と処理方法の区分

廃棄物等の種類	敷地外処理	敷地内処理	その他
紙製廃棄物等	○	—	—
金属製廃棄物等	○	—	—
ガラス製廃棄物等	○	—	—
プラスチック製廃棄物等	○	—	—
生ごみ等	○	—	—
その他の可燃性廃棄物等	○	—	—

② 廃棄物等の運搬方法

廃棄物等の種類	運搬の方法	予定業者等	運搬頻度
紙製廃棄物等	業者委託	許可業者	1回/1日
金属製廃棄物等	業者委託	許可業者	1回/1日
ガラス製廃棄物等	業者委託	許可業者	1回/1日
プラスチック製廃棄物等	業者委託	許可業者	1回/1日
生ごみ等	業者委託	許可業者	1回/1日
その他の可燃性廃棄物等	業者委託	許可業者	1回/1日

(2) 廃棄物等の分別・リサイクル計画

廃棄物等保管施設①

廃棄物等の種類	発生予測量 (t/年) A+B	ごみ処分量 (t/年) A	資源化量 (t/年) B
紙製廃棄物等	471	0	471
金属製廃棄物等	20	0	20
ガラス製廃棄物等	16	0	16
プラスチック製廃棄物等	48	0	48
生ごみ等	399	399	0
その他の可燃性廃棄物等	195	195	0
合計	1,149	594	555

廃棄物等保管施設②

廃棄物等の種類	発生予測量 (t/年) A+B	ごみ処分量 (t/年) A	資源化量 (t/年) B
紙製廃棄物等	130	0	130
金属製廃棄物等	4	0	4
ガラス製廃棄物等	4	0	4
プラスチック製廃棄物等	12	0	12
生ごみ等	105	105	0
その他の可燃性廃棄物等	34	34	0
合計	289	139	150

(3) 廃棄物等に関連する対応方策

項目	具体的な方法・内容
悪臭対策	飲食施設厨房等は定期的に清掃する
汚水対策	食品加工場等にはグリストラップを設置し、汚水が直接下水道に流れるのを防ぐ
廃棄物の減量化	リターナブルコンテナの導入

別添 12 その他の指針関連事項

(1) 大規模小売店舗の立地環境

①計画地の周辺環境

計画地は、北側に県道 23 号線、西側に県道 18 号線、東側及び南側に市道 109 号線(王子中島線)、市道 5203 号線に面している。計画地の北側には商業施設等、公共施設、東側にはその他商業施設等、公共施設、南側には商業施設、住居、西側には商業施設、住居、店舗併用住宅、倉庫車庫などが立地している。

計画地は既存店舗の建て替えである。

②用途地域：近隣商業地域

③最寄駅からの距離：神戸電鉄粟生線 小野駅から1,300m

(2) 駐輪場の計画

①必要駐輪台数の算出根拠等（自転車附置義務条例等の適用を受けない場合）

必要駐輪台数	自転車：311 台
算出根拠	指針式 $10,360 \text{ m}^2 \div 35 = 296 \text{ 台}$ 大規模小売店舗立地法指針式より 併設施設の比率：1.05 $= 296 \times 1.05 = 311$

②駐輪場の管理体制

項目	具体的な方法・内容
出入口の配置	歩行者・自転車専用の出入口を設置する
整理員の配置	従業員等が適宜巡回し、整理整頓に努める

(3) 荷さばき施設の計画

①荷さばきに必要な作業スペース、安全性の確保

施設	想定車両	作業スペース	対応
荷さばき施設①	2～4 t 車	幅 : 8.0m 奥行 : 26.0m 高さ : 4.5m	専用出入口及び専用の区画により来客と分離
荷さばき施設②	4 t 車	幅 : 9.8m 奥行 : 12.0m 高さ : 4.0m	営業時間中に搬入する場合には荷さばき施設付近に交通誘導員を配置し安全を確保する

②搬出入車両の出入口の数

施設	専用出入口	対応
荷さばき施設①	出入口 1 箇所	・来店車両の通行の妨げにならないよう注意する ・場内徐行、一旦停止を遵守し、安全運転に努める
荷さばき施設②	無	

(4) 廃棄物減量化及びリサイクルについての計画

・簡易包装を推進 ・リターナブルコンテナの導入 ・マイバック持参の推進

(5) 歩行者の通行の利便の確保等のための計画

項目	対応
歩行者通行の利便性確保のための方策	敷地内に歩行者通路、横断箇所を設置する

(6) 防犯・防災対策への協力

・営業時間中、従業員等が巡回し、声かけなどにより防犯に努める
--

(7) 街並みづくり等への配慮に関する事項

①街並みづくり計画の有無とその内容

・小野市都市計画マスタープランでは、シビックゾーンに存し、中心市街地の北側の市街地において、複合的な都市機能が集積するシビックゾーンとして都市拠点の充実を図るとされている。大規模商業施設の整備により都市拠点の充実に資するものである。 ・敷地・中島地区地区計画に該当する。当該地区計画に整合した計画とする。

②街並みづくり等への配慮事項

・施設周辺の清掃等、街並みの美化に努める

③敷地内の緑化計画

敷地面積	緑化面積	緑化の方法	根拠
43,727.3 m ²	4,461.96 m ²	植栽、駐車場緑化、 太陽光パネルの設置	兵庫県環境の保全と創造に 関する条例

④景観への配慮

兵庫県景観の形成等に関する条例及び屋外広告物条例の基準に配慮した外観とする

⑤屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策

項目	屋外照明	広告塔照明
照明灯の配置	駐車場内、建物壁面	広告塔、看板
照明灯の方向	路面、通路等方向	広告塔看板方向
照明の強さ	必要最小限	必要最小限
点灯時間	日没後点灯し、営業時間終了後を目 途に消灯する	日没後点灯し、営業時間終了後を目 途に消灯する
光害対策	必要最小限とし周辺住居へ配慮する	方向など周辺住居へ配慮する

⑥市町等の公的計画への協力

要請があれば協力を検討する

添付図面一覧表

図面 1	広域見取図 (S=1/15, 000)
図面 2-1	周辺見取図 (S=1/3, 000)
図面 2-2	用途地域図 (S=1/3, 000)
図面 3-1	建物配置図兼 1 階平面図 (S=1/1, 200)
図面 3-2	隔地駐車場図面 (S=1/600)
図面 4	2 階平面図小売店舗棟① (S=1/400)
図面 5	来退店経路図 (全体) (S=1/5, 000)
図面 6	緑地計画図 (S=1/1, 200)
図面 7-1	音源位置図 1 階 小売店舗棟① (S=1/500)
図面 7-2	音源位置図 2 階 小売店舗棟① (S=1/500)
図面 7-3	音源位置図 R 階 小売店舗棟① (S=1/500)
図面 7-4	音源位置図 R 階 小売店舗棟② (S=1/500)
図面 7-5	音源位置図 荷さばき作業音 (S=1/1, 000)
図面 7-6	音源位置図 廃棄物収集作業音 (S=1/1, 000)
図面 7-7	音源位置図 来店車両走行音 駐車場① (S=1/1, 500)
図面 7-8	音源位置図 来店車両走行音 駐車場② (S=1/600)
図面 8-1	騒音の予測地点位置図 1 階-設備機器及び荷さばき作業音 (S=1/1, 500)
図面 8-2	騒音の予測地点位置図 2 階-設備機器及び廃棄物収集作業音 (S=1/1, 500)
図面 8-3	騒音の予測地点位置図 R 階-設備機器及び来店車両走行音 (S=1/1, 500)
図面 9-1 (1)	着色立面図 小売店舗棟①
図面 9-1 (2)	着色立面図 小売店舗棟①
図面 9-2	着色立面図 小売店舗棟②

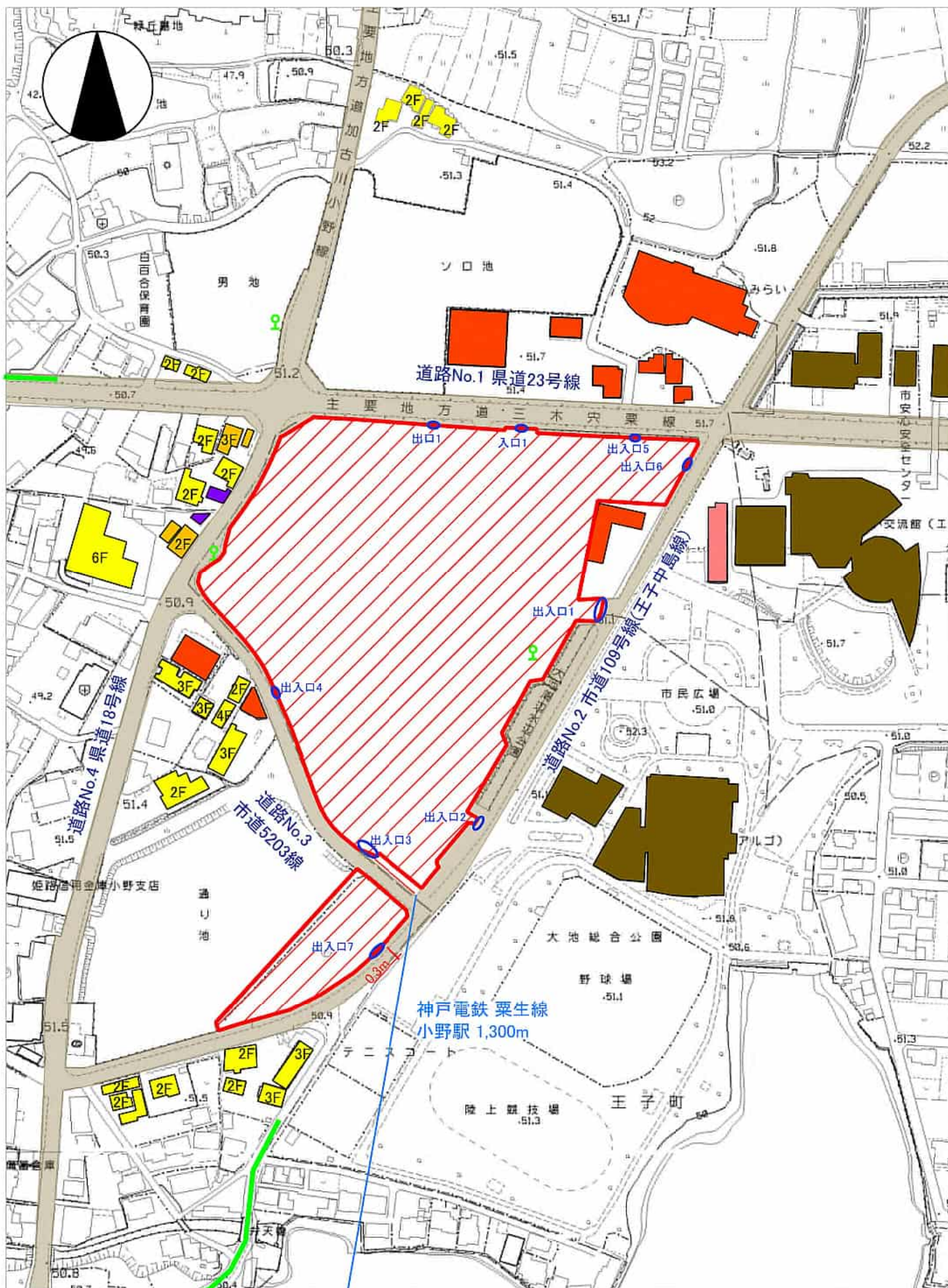


凡 例

● 店舗位置

図面 1 広域見取図

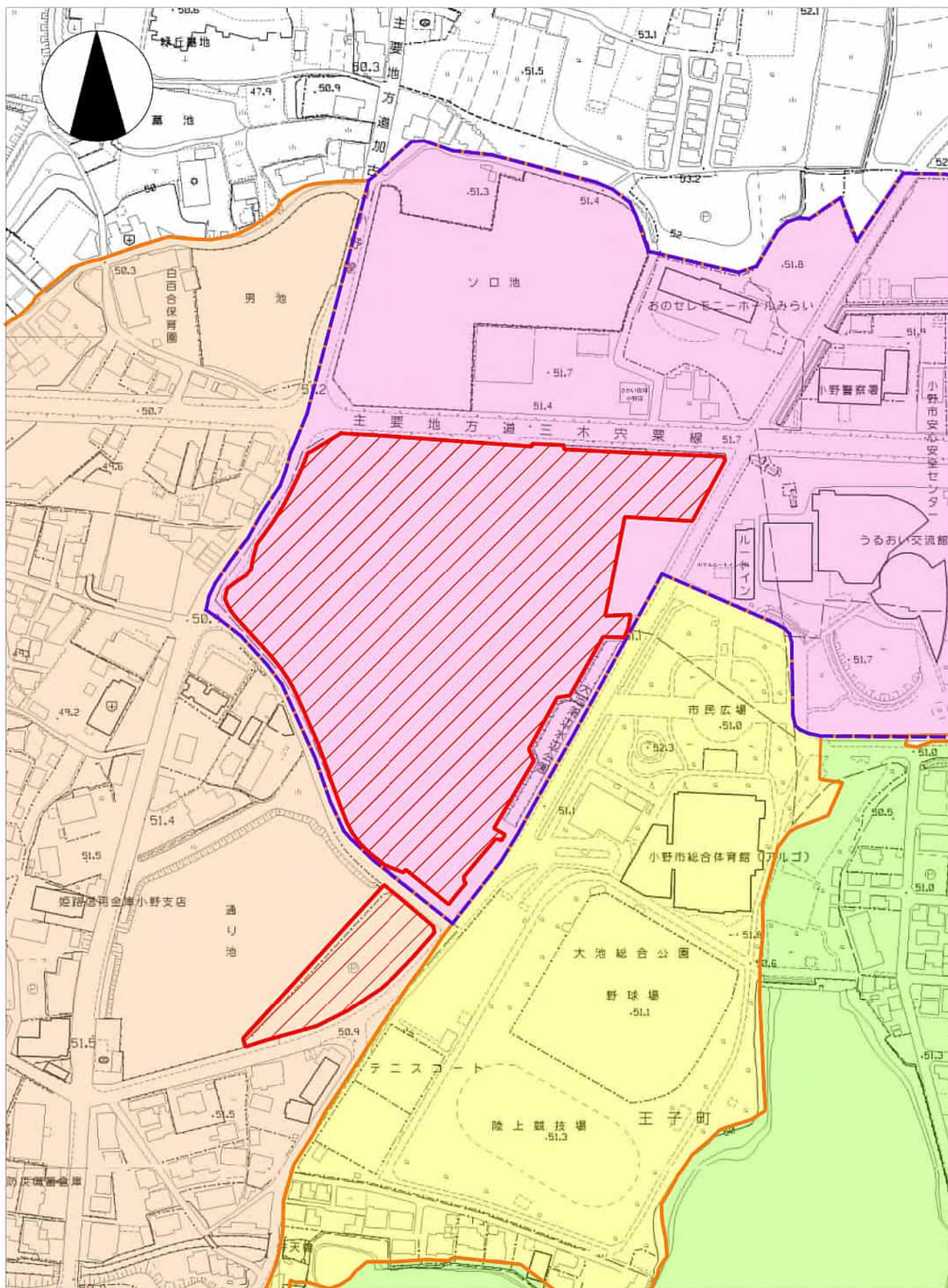
(S=1/15,000)



- 凡 例
- | | | | | | |
|--|-------------|--|---------|--|-------|
| | 事業計画地 | | 住居 | | 主要道路 |
| | 駐車場の自動車の出入口 | | 店舗併用住宅 | | バス停 |
| | 商業施設等 | | 公共施設 | | 通学路 |
| | | | その他商業施設 | | 倉庫、車庫 |

図面 2-1
周辺見取図

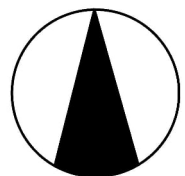
(S=1/3,000)



- | | | | | |
|-----|-----------------|--------------|---------|-------------|
| 凡 例 | 事業計画地 | 第1種中高層住居専用地域 | 第2種住居地域 | 用途の指定をしない区域 |
| | 用途地域境界 | 第1種住居地域 | 近隣商業地域 | |
| | 地区計画区域(敷地・中島地区) | | | |

図面2-2
用途地域図

(S=1/3,000)



荷さばき施設①
面積: 208.0㎡
(8.0m × 26.0m)

小売店舗棟①
店舗面積: 8,654㎡
1F : 4,468㎡
2F : 4,186㎡



廃棄物等保管施設①
容量: 31.0㎡
(2.80m × 4.65m × 1.0m)
(3.00m × 4.00m × 1.5m)

併設施設棟①
併設施設: 1,256㎡



駐輪場②: 108台

廃棄物等保管施設②
容量: 8.3㎡ (2.3m × 2.4m × 1.5m)

荷さばき施設②
面積: 117.6㎡ (9.8m × 12.0m)



出口専用



自動二輪車駐輪場①: 20台



駐輪場⑤: 16台

出入口5

併設施設棟④
銀行(既存)
併設施設: 1,000㎡

併設施設棟②
併設施設: 226㎡

併設施設棟③
併設施設: 152㎡

駐輪場④: 69台

出入口1
ゼブラ帯2.7m+6.0m+ゼブラ帯3.0m

バスターミナル
バス停
タクシー乗り場

②自動二輪車駐輪場: 4台

大池総合市民公園

駐輪場③: 38台

総合体育館

小野市総合体育館
(アルゴ)



凡例

- 敷地境界
- 建物枠
- 店舗面積

- 併設施設
- 施設全体 : 2,634㎡
- 併設施設棟① : 1,256㎡
- 併設施設棟② : 226㎡
- 併設施設棟③ : 152㎡
- 併設施設棟④ : 1,000㎡
- 既存店舗敷地(現在営業中)

- 駐輪場
- 全体 : 966台 うち来客用702台
- 駐輪場① : 816台
- (障害者等用17台含む)
- 障害者等駐輪マス
- みなと銀行駐輪場25台
- 駐輪場② : 150台

- グラスパーキング
- 駐輪場
- 全体 : 360台 うち来客用296台
- 駐輪場① : 129台
- 駐輪場② : 108台
- 駐輪場③ : 38台
- 駐輪場④ : 69台
- 駐輪場⑤ : 16台

- 自動二輪車駐輪場
- 全体 : 24台
- 自動二輪車駐輪場① : 20台
- 自動二輪車駐輪場② : 4台

- 荷さばき施設
- 全体 : 326㎡
- 荷さばき施設① : 208.0㎡
- 荷さばき施設② : 117.6㎡

- 廃棄物等の保管施設
- 全体 : 39㎡
- 保管施設① : 31.0㎡
- 保管施設② : 8.3㎡

- 店舗出入口
- 駐輪場の自動車の出入口
(出入口1~6、入口1、出口1)

- 搬入車両出入口

- 歩行者出入口
(歩行者出入口1~9)

- 自転車出入口
(自転車出入口1~4)

- 歩行者経路(ライン引きで標示する)

- カラー塗装
(車路横断箇所に滑り止め塗装)

- ハンパ設置

- 交通誘導員(繁忙時適宜配置)

- 交通誘導員(搬入時適宜配置)

- 方向別誘導看板位置(予定)

- 防護柵等設置位置(予定)

- カート置場を設置予定(場所未定)

- 来店経路

- 退店経路

※看板は現時点の検討案であるため、デザイン等、詳細は変更となる可能性があります。

図面3-1 建物配置図

兼1階平面図

R8.7.31

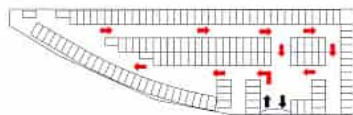
(S=1/1,200)

受付



場内配置図拡大

場内一方通行



徐行徹底
歩行者注意

駐車場②



右折入庫
禁止

北方面



場内配置図
設置

南方面

出入口7

コーン等1.9m+6.0m
+コーン等1.9m

凡 例

○ 駐車場の自動車の出入口

← 来店経路

□ 歩行者通路（空間として確保）

● 交通誘導員（繁忙時適宜）

← 退店経路

カート置場を設置予定（場所未定）

※看板は現時点の検討案であるため、デザイン等、詳細は変更となる可能性があります。

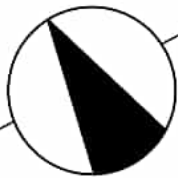
図面 3-2

隔地駐車場図面

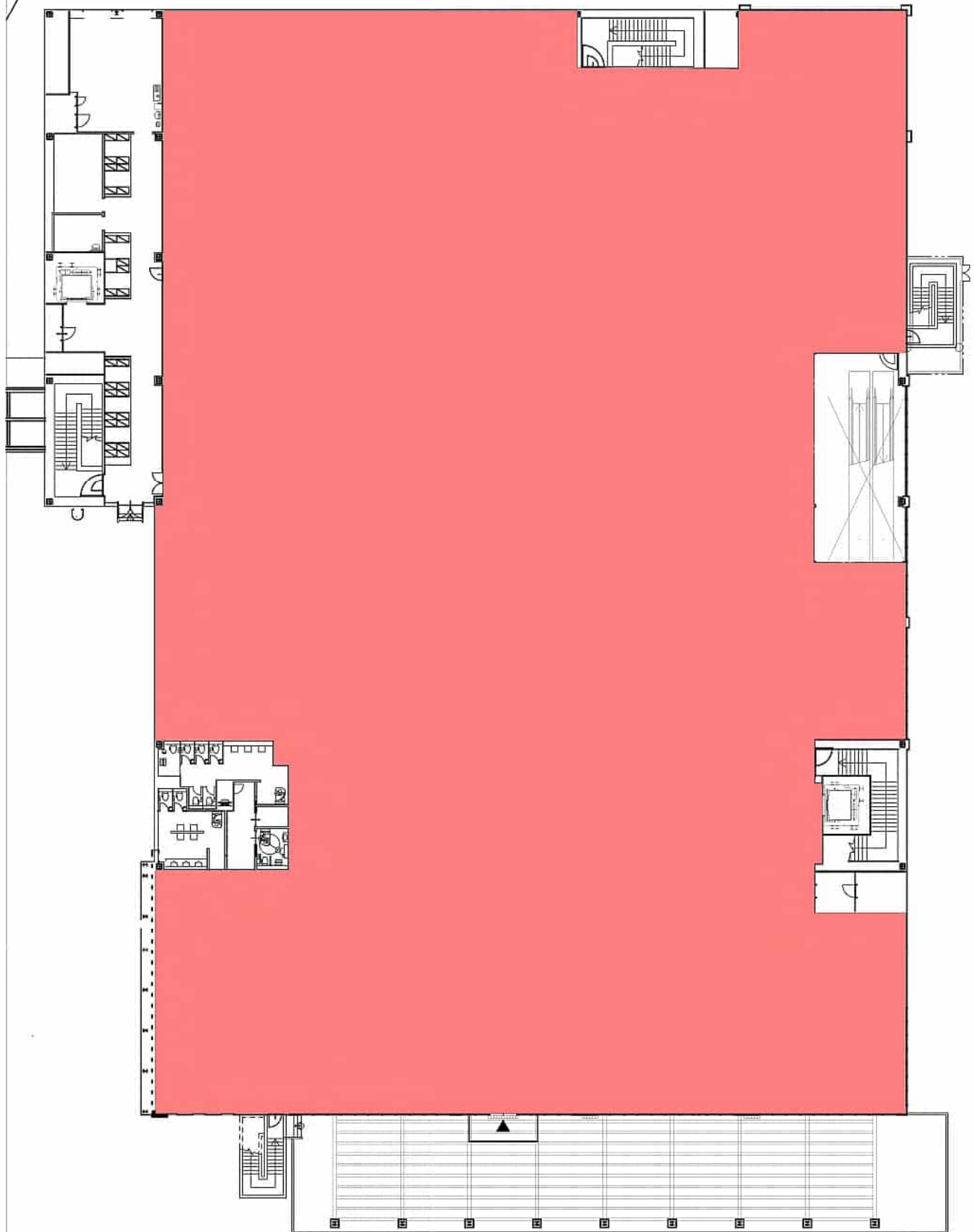
(S=1/600)

R8.7.31

受付



小売店舗棟①
店舗面積: 8,654㎡
1階 : 4,468㎡
2階 : 4,186㎡



凡 例

■ 店舗面積

図面 4
2 階平面図
小売店舗棟①

(S=1/400)





凡 例

- 敷地境界
- 店舗建物
- 緑地

小野市
交流館

計画平面緑化	
1	787.62 ㎡
2	133.27 ㎡
3	194.68 ㎡
4	237.69 ㎡
5	113.04 ㎡
6	47.33 ㎡
7	97.55 ㎡
8	141.55 ㎡
9	332.79 ㎡
10	4.01 ㎡
11	39.31 ㎡
12	229.39 ㎡
13	10.38 ㎡
14	374.30 ㎡
15	21.16 ㎡
16	9.83 ㎡
17	9.58 ㎡
18	41.23 ㎡
19	14.39 ㎡
20	23.21 ㎡
21	38.17 ㎡
22	8.09 ㎡
23	11.90 ㎡
合計	2,888.96 ㎡

グラスパーキング
1台 : 2.5m × 5.0m
= 12.5㎡ × 50台
= 625.00㎡

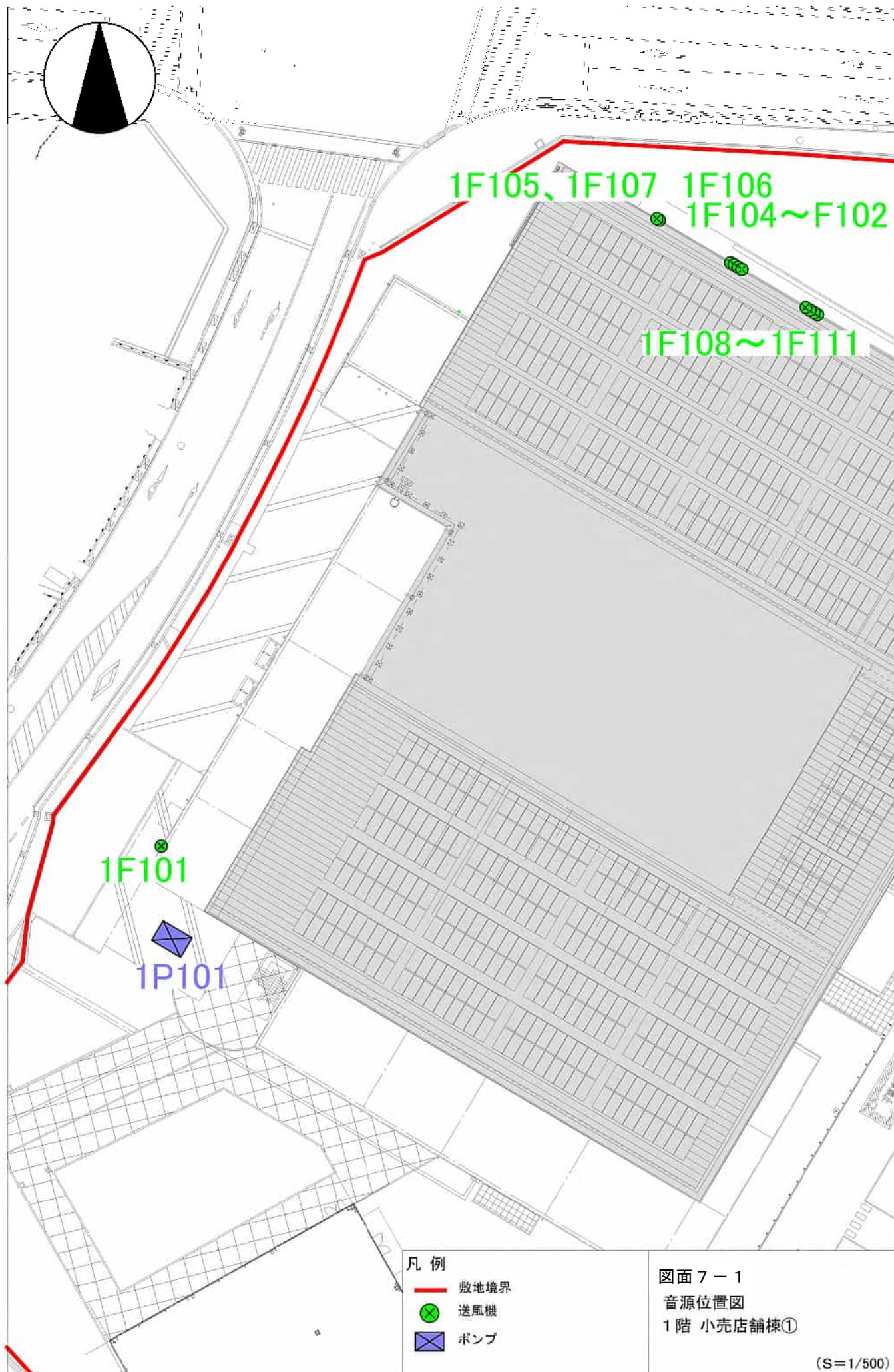
太陽光パネル
計画建物①
1,896.00㎡
(948.00㎡)

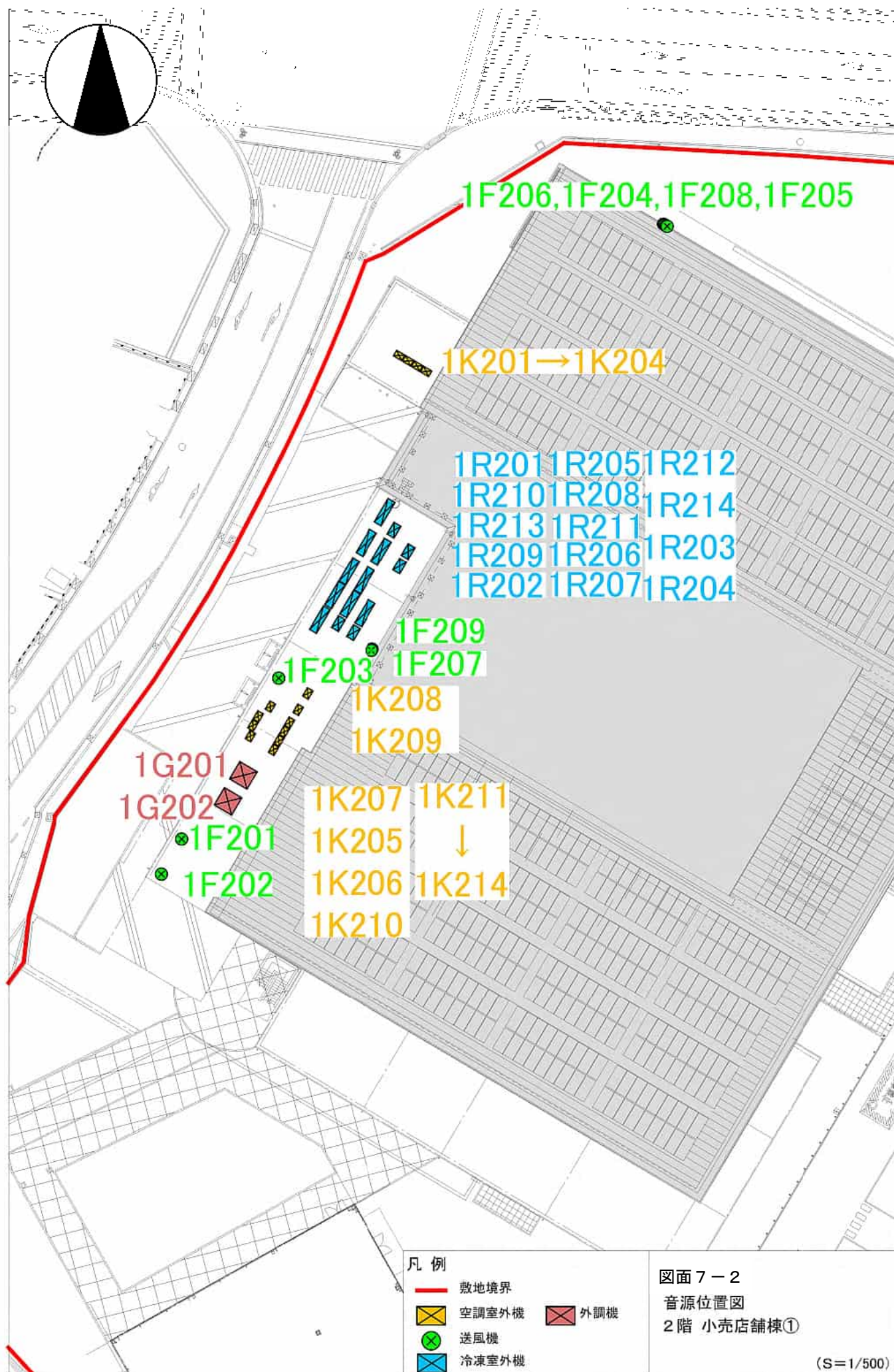
※現在計画中です。
詳細は変更となる
可能性があります。

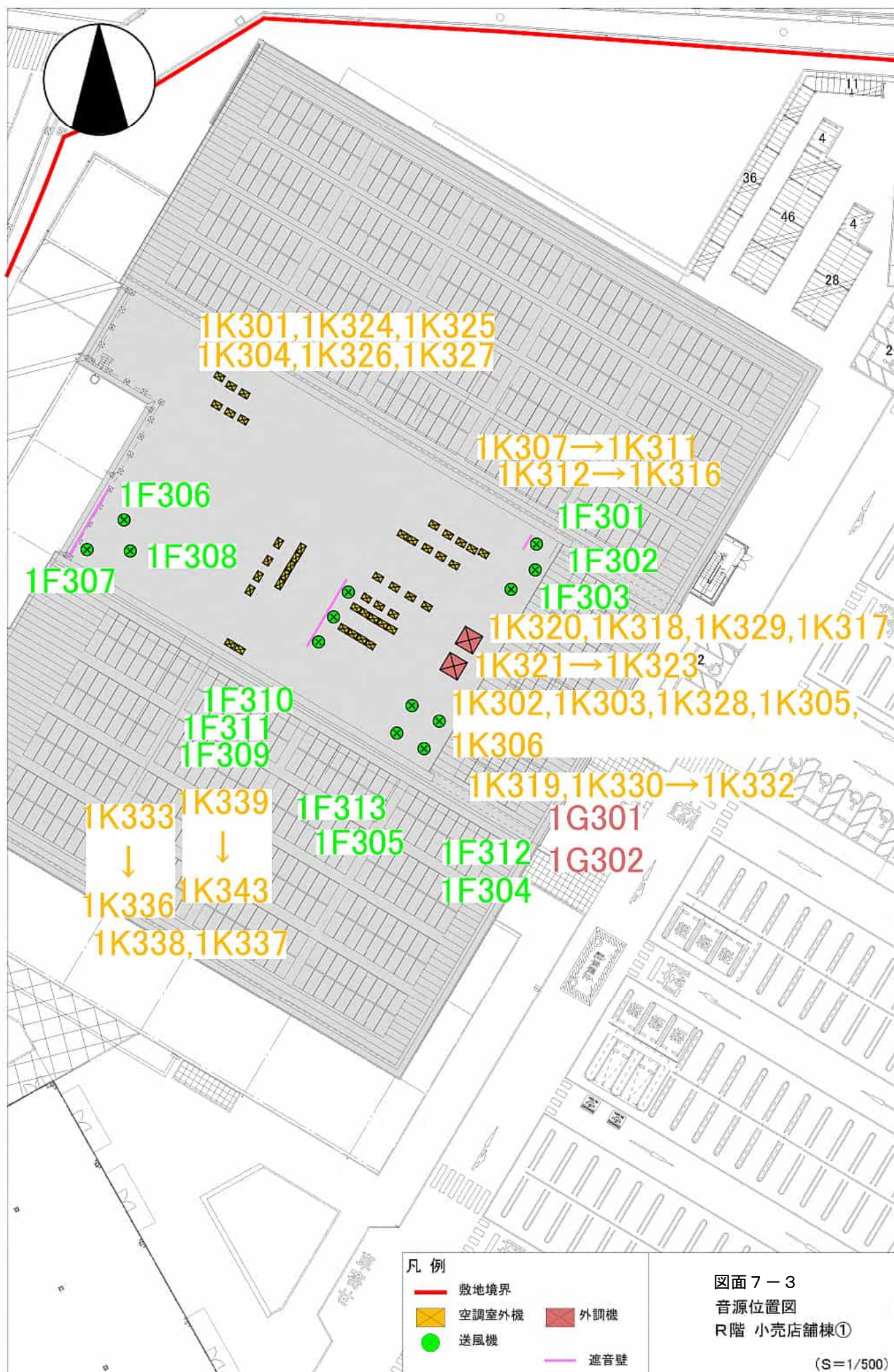
敷地の緑化	
必要緑化面積	4,372.75㎡(8,745.50㎡×50%)
敷地面積 : 43,727.30㎡	
空地面積 : 8,745.50㎡	43,727.30㎡ - (43,727.30㎡×80%(建蔽率))
計画平面緑化面積合計	4,461.96㎡
計画平面緑化	2,888.96㎡
太陽光発電	1,896.00㎡(948.00㎡)
駐車場緑化	625.00㎡
	4,461.96㎡ ≧ 4,372.75㎡

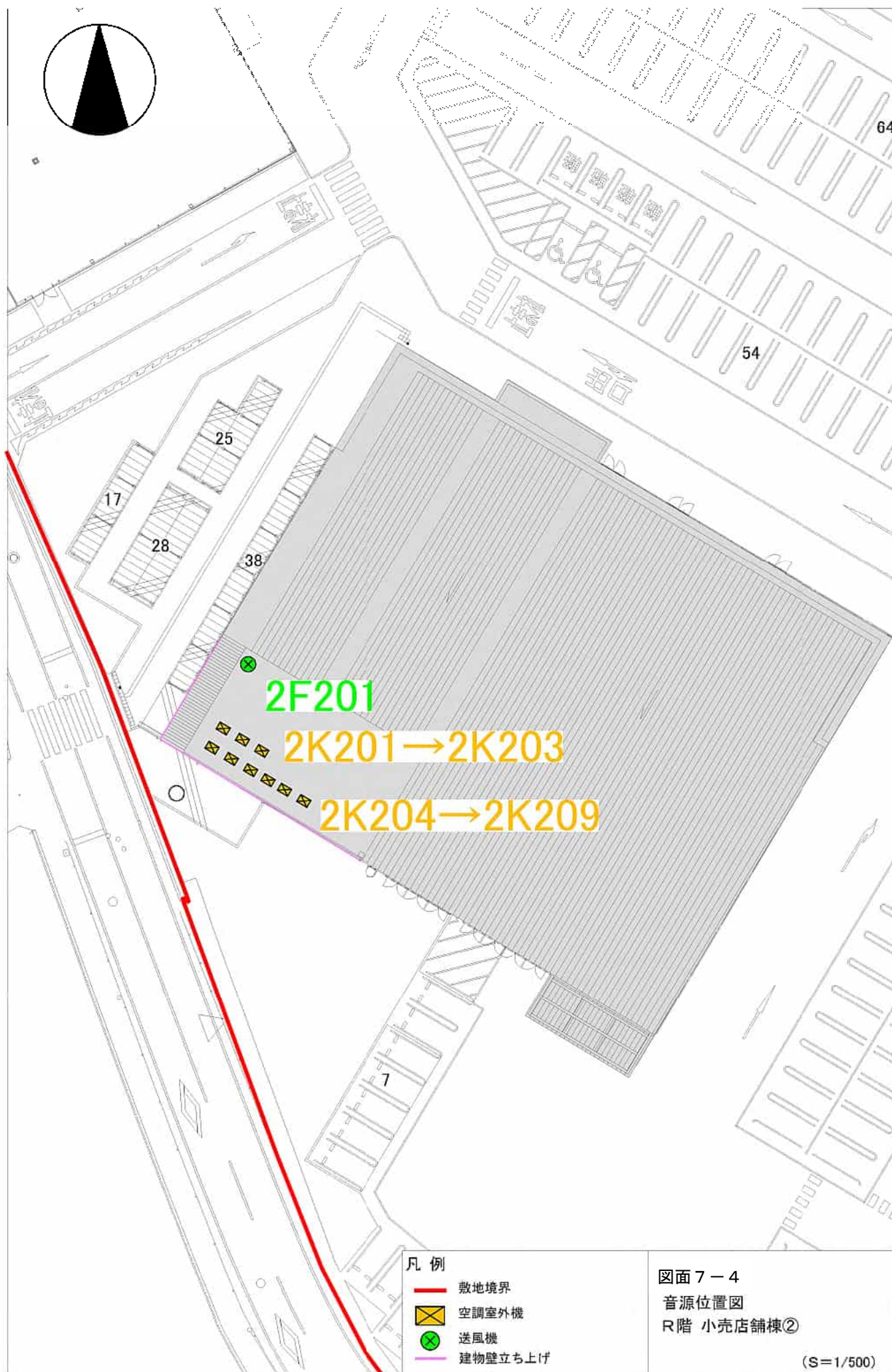
(アルゴ)

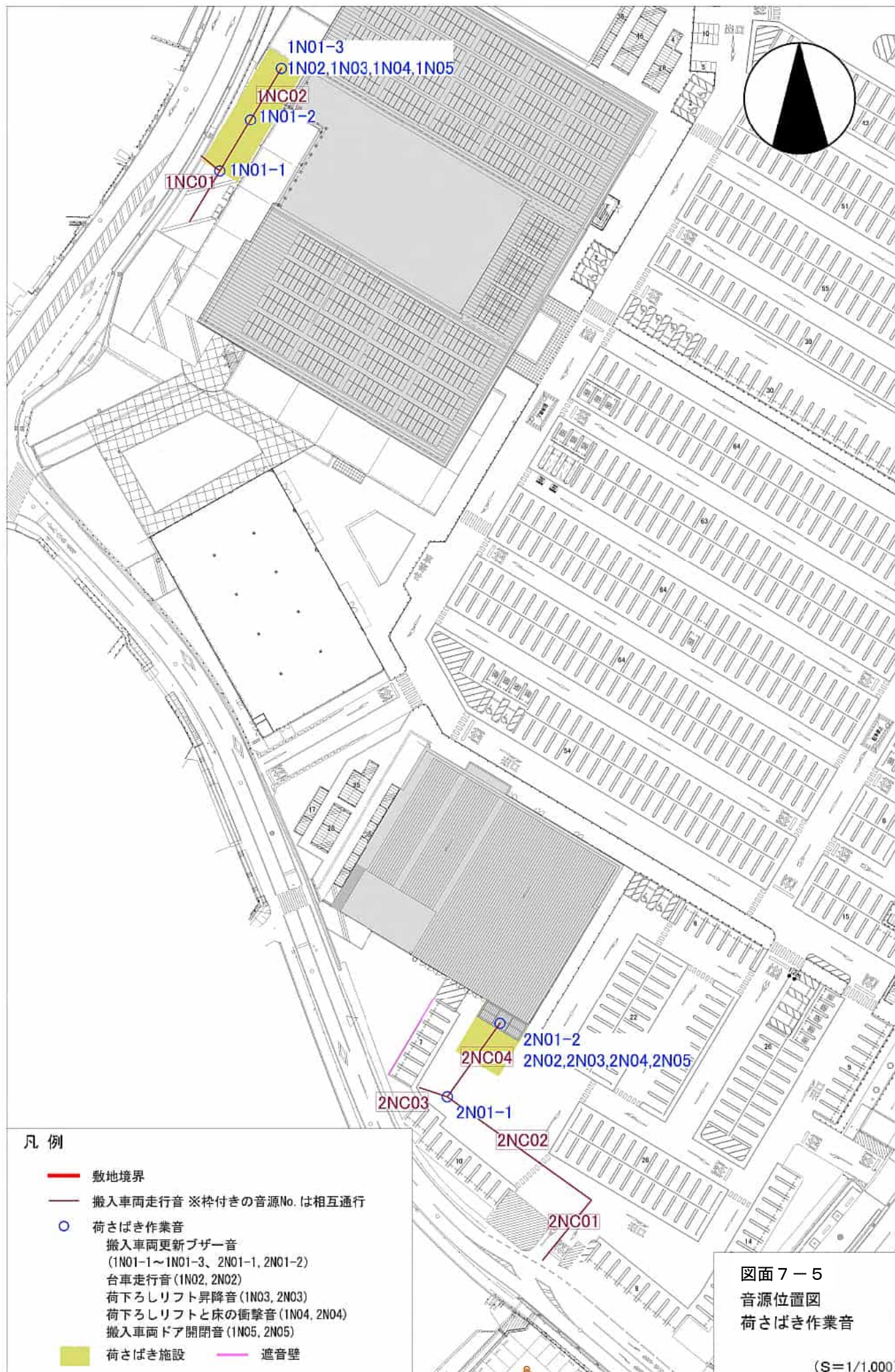
建築物の緑化	
必要緑化面積	78.48㎡(392.40㎡×20%)
計画建物①2階デッキスペース パラベット内法	45.00m × 8.72m = 392.40㎡
太陽光発電	1,896.00㎡(948.00㎡)
	948.00㎡ ≧ 78.48㎡

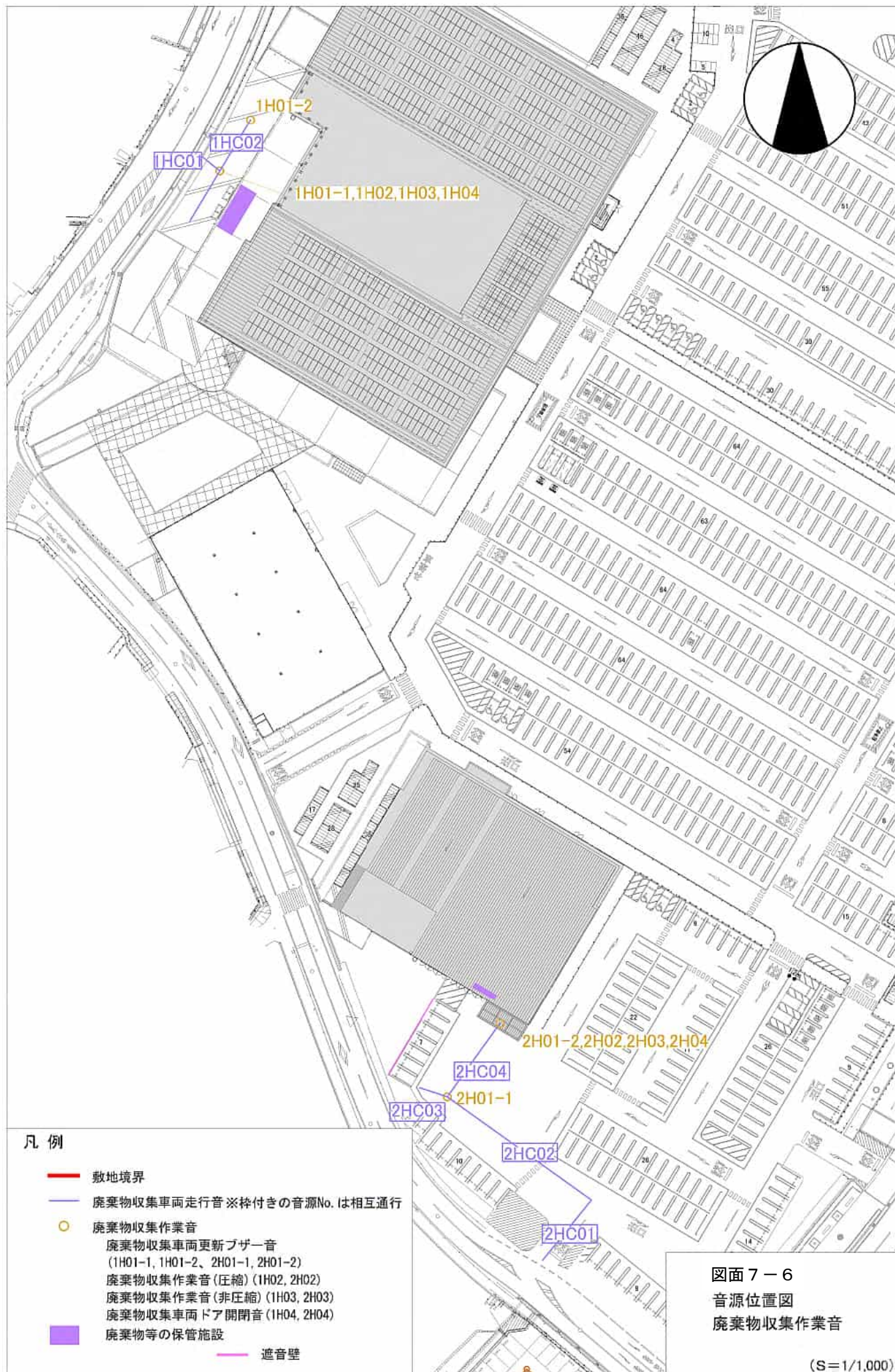




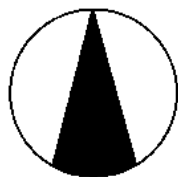












凡 例

— 敷地境界

— 来客車両走行音(駐車場②)

※枠付きの音源No. は相互通行

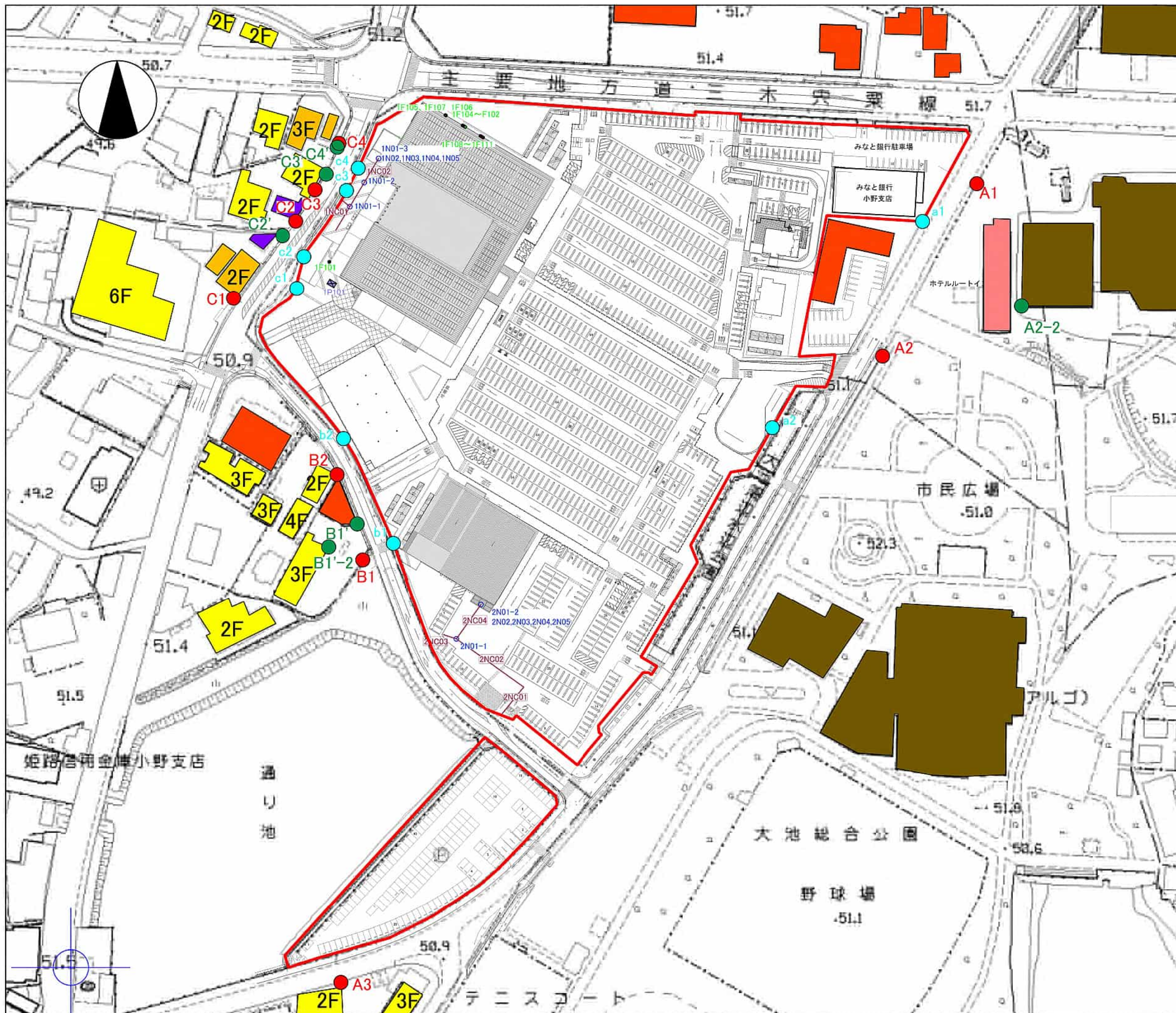
図面 7 - 8

音源位置図
来店車両走行音
駐車場②

(S=1/600)

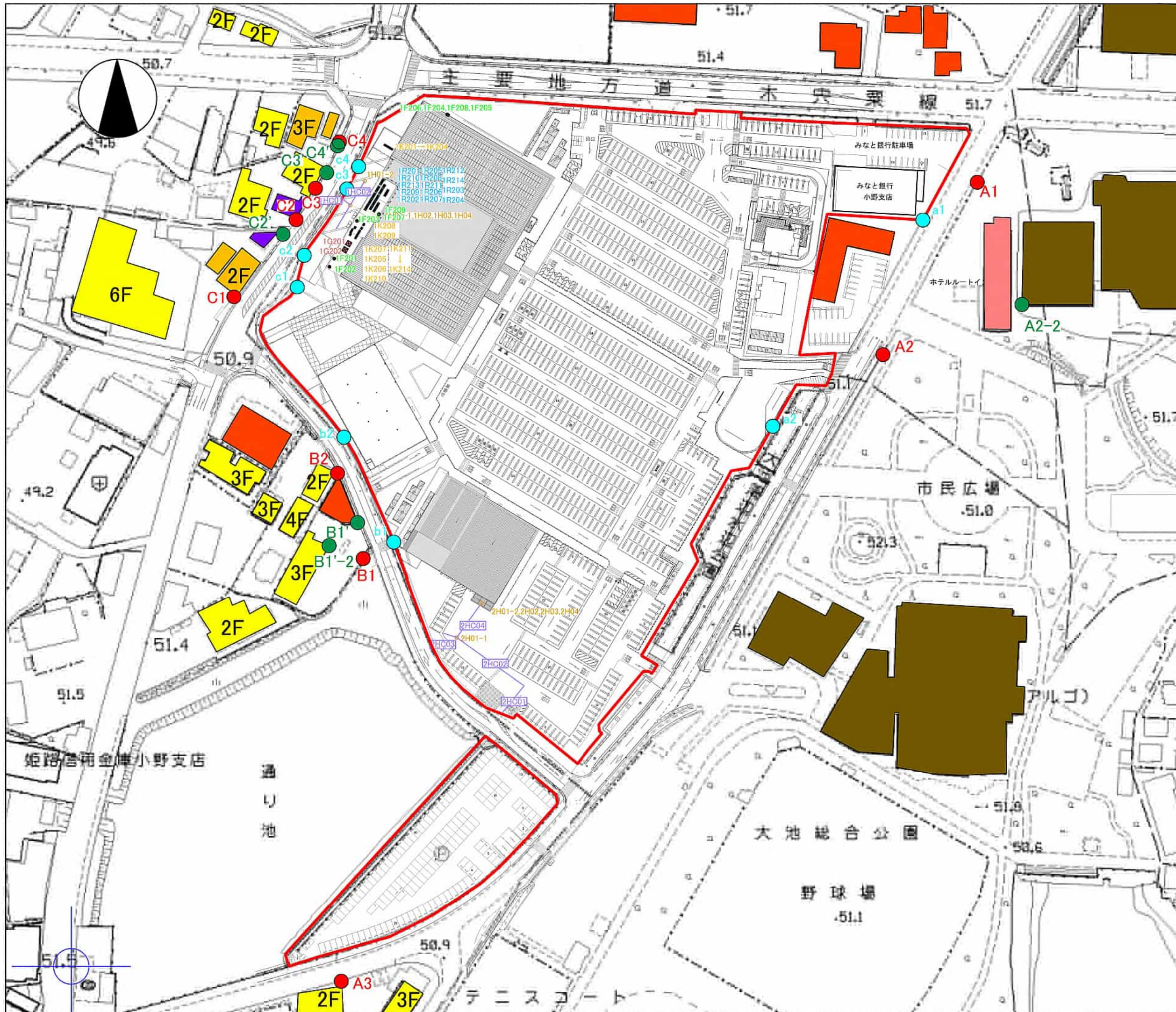
兵庫県都市計画課
R8.7.31

受 付



- 凡 例
- 敷地境界
 - 騒音の総合的な予測地点
 - 騒音の総合的な予測地点(夜間)
 - 騒音の発生源ごとの最大値の予測地点
 - 住居
 - 店舗併用住宅
 - 公共施設
 - 商業施設等
 - その他商業施設
 - ⊕ 音源座標原点 (0,0)
 - ⊗ 送風機
 - ⊠ ポンプ
 - 搬入車両走行音
※枠付きの音源No. は相互通行
 - 荷さばき作業音
搬入車両更新ブザー音
(1N01-1~1N01-3、2N01-1、2N01-2)
台車走行音(1N02、2N02)
荷下ろしリフト昇降音(1N03、2N03)
荷下ろしリフトと床の衝撃音(1N04、2N04)
搬入車両ドア開閉音(1N05、2N05)

図面 8-1
騒音の予測地点位置図
1階-設備機器及び荷さばき作業音



凡 例

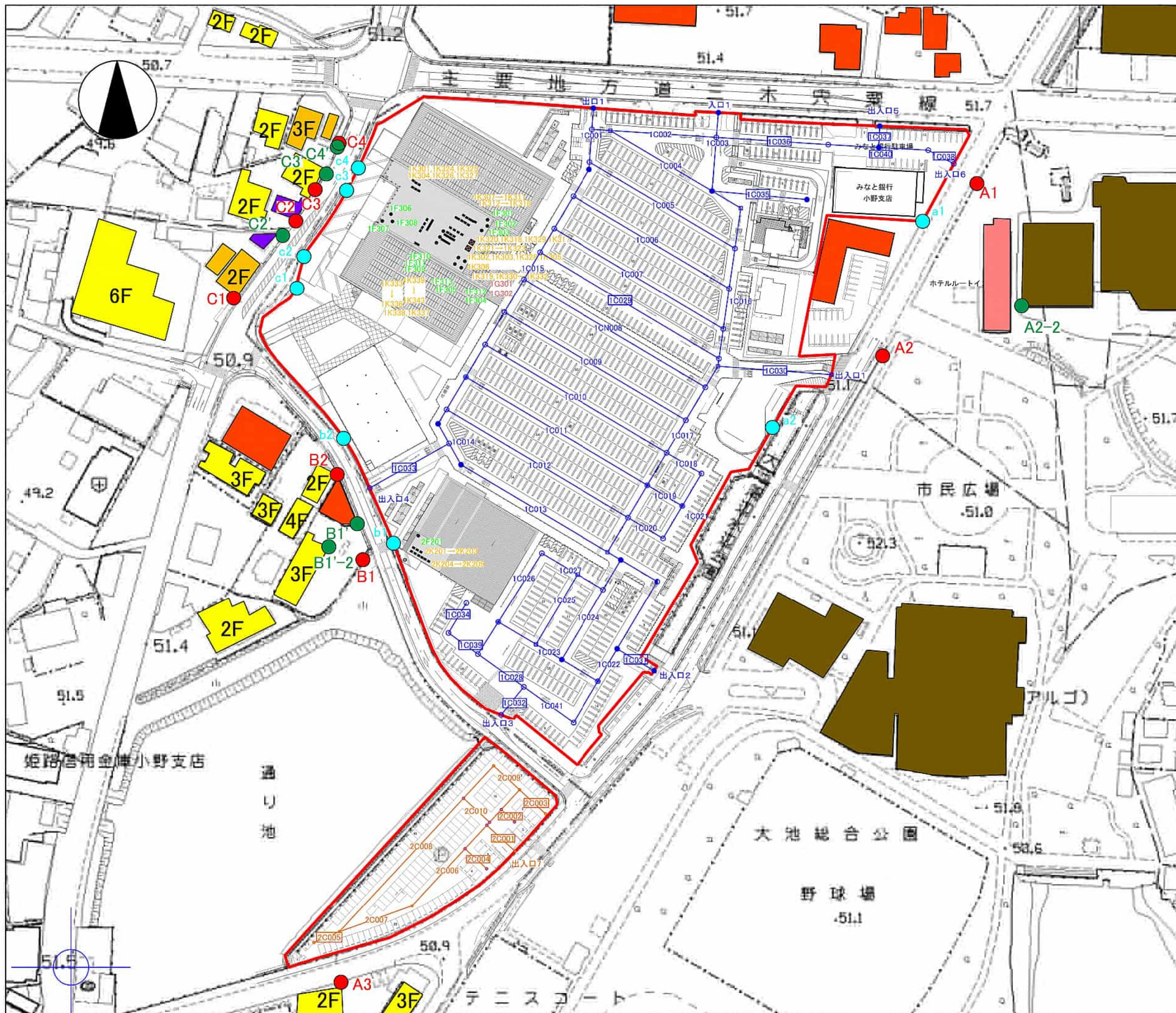
- 敷地境界
- 騒音の総合的な予測地点
- 騒音の総合的な予測地点(夜間)
- 騒音の発生源ごとの最大値の予測地点
- 住居
- 店舗併用住宅
- 公共施設
- 商業施設等
- その他商業施設
- 音源座標原点 (0,0)
- 送風機
- ポンプ
- 空調室外機
- 冷凍室外機
- 外調機
- 廃棄物収集車両走行音
※枠付きの音源No. は相互通行
- 廃棄物収集作業音
廃棄物収集車両更新ブザー音
(1H01-1, 1H01-2, 2H01-1, 2H01-2)
廃棄物収集作業音(圧縮) (1H02, 2H02)
廃棄物収集作業音(非圧縮) (1H03, 2H03)
廃棄物収集車両ドア開閉音 (1H04, 2H04)

図面 8-2

騒音の予測地点位置図
2階-設備機器及び廃棄物等
収集作業音

兵庫県都市計画課
(S=1/1,500)
R 8.7.31

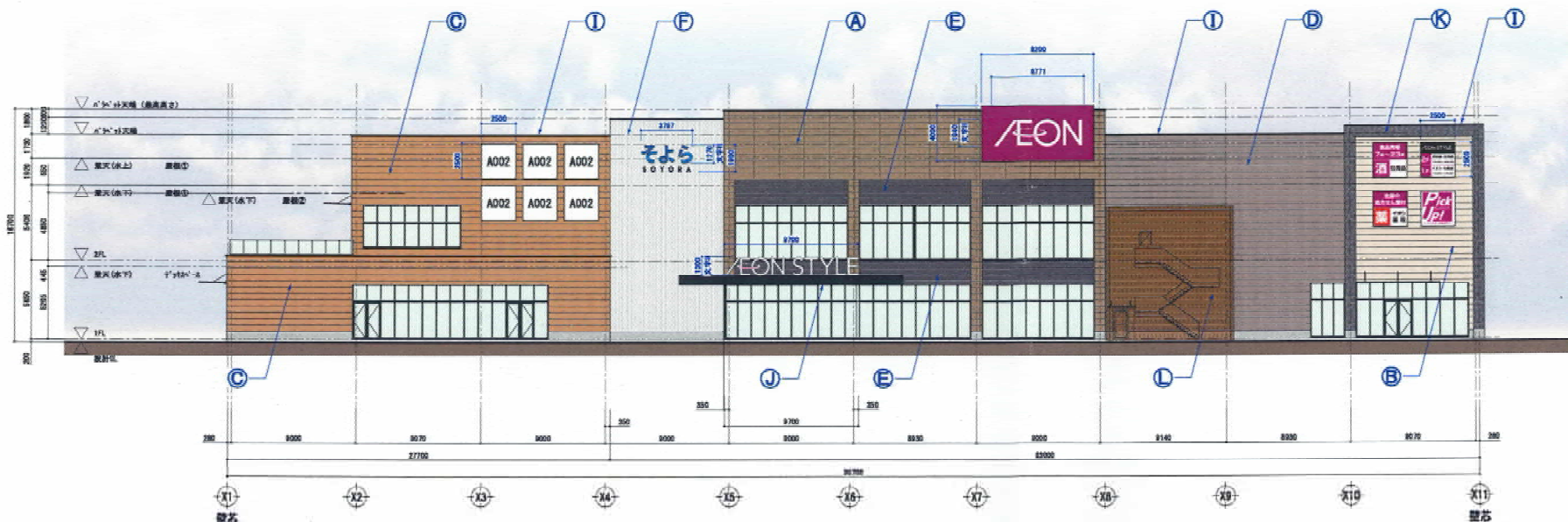
受付



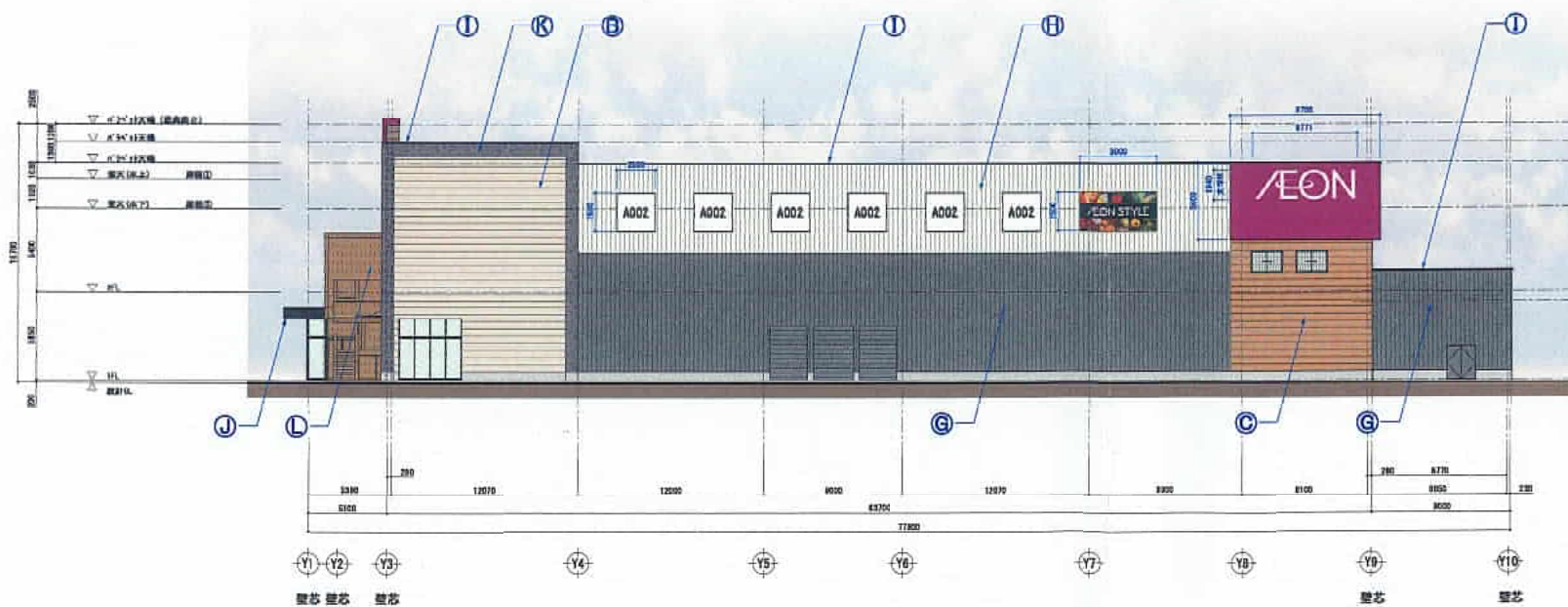
- 凡 例
- 敷地境界
 - 騒音の総合的な予測地点
 - 騒音の総合的な予測地点(夜間)
 - 騒音の発生源ごとの最大値の予測地点
 - 住居
 - 店舗併用住宅
 - 公共施設
 - 商業施設等
 - その他商業施設
 - 音源座標原点 (0,0)
 - 送風機
 - 空調室外機
 - 冷凍室外機
 - 外調機
 - 来客車両走行音(駐車場①)
 - 来客車両走行音(駐車場②)

※枠付きの音源No. は相互通行

図面 8-3
騒音の予測地点位置図
R階-設備機器及び
来客車両走行音



東立面図



北立面図

図面 9-1 (1)
着色立面図

小売店舗棟① ※図面は計画中のものです。変更の可能性があります。

② / タイル張サイディング

ELH8133(10YR 8/3)



③ / 塗装張サイディング

EPH308(10YR 8/1)



④ / 木目張サイディング

EPH482PC(10YR 8/4)



⑤ / 塗装張サイディング

EPH482PC(10YR 8/4)



⑥ / 塗装張サイディング

EPH482PC(10YR 8/4)



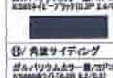
⑦ / ストライプ張サイディング

EPH2110K(10YR 8/3)



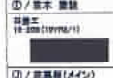
⑧ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング



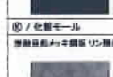
⑨ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング



⑩ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング



⑪ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング



⑫ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング



⑬ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング



⑭ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング



⑮ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング

⑯ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング



⑰ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング

⑱ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング



⑲ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング

⑳ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング



㉒ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング

㉓ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング



㉔ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング

㉕ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング



㉖ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング

㉗ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング



㉘ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング

㉙ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング



㉚ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング

㉛ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング



㉜ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング

㉝ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング



㉞ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング

㉟ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング



㊱ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング

㊲ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング



㊳ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング

㊴ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング



㊵ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング

㊶ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング



㊷ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング

㊸ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング



㊹ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング

㊺ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング



㊻ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング

㊼ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング



㊽ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング

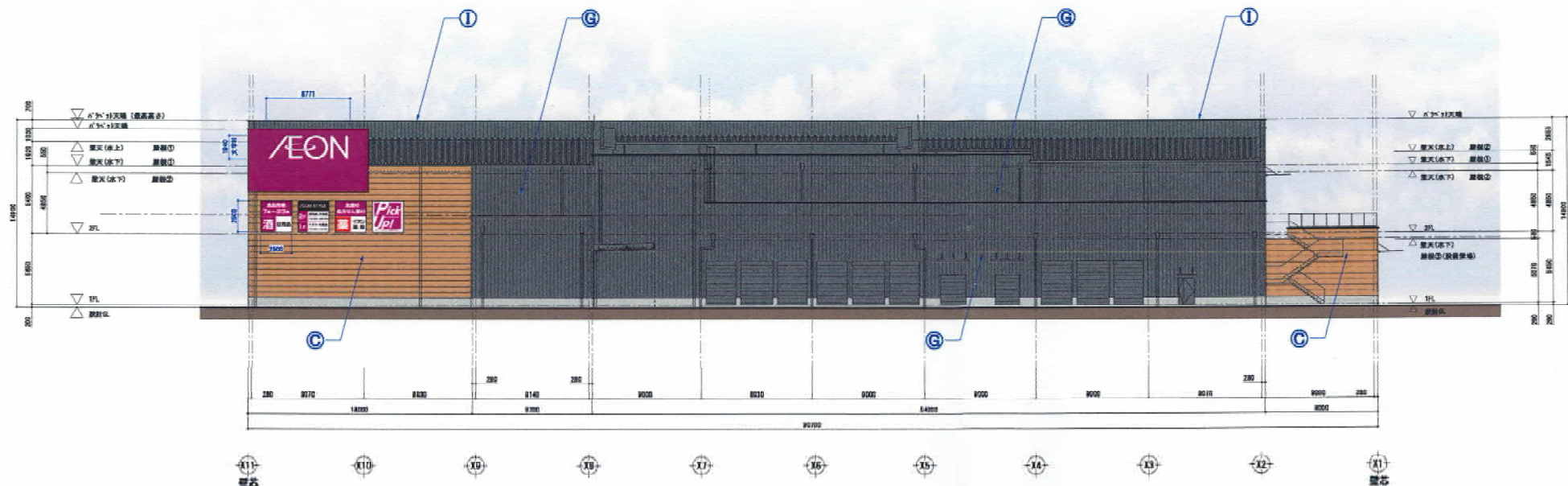
㊾ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング

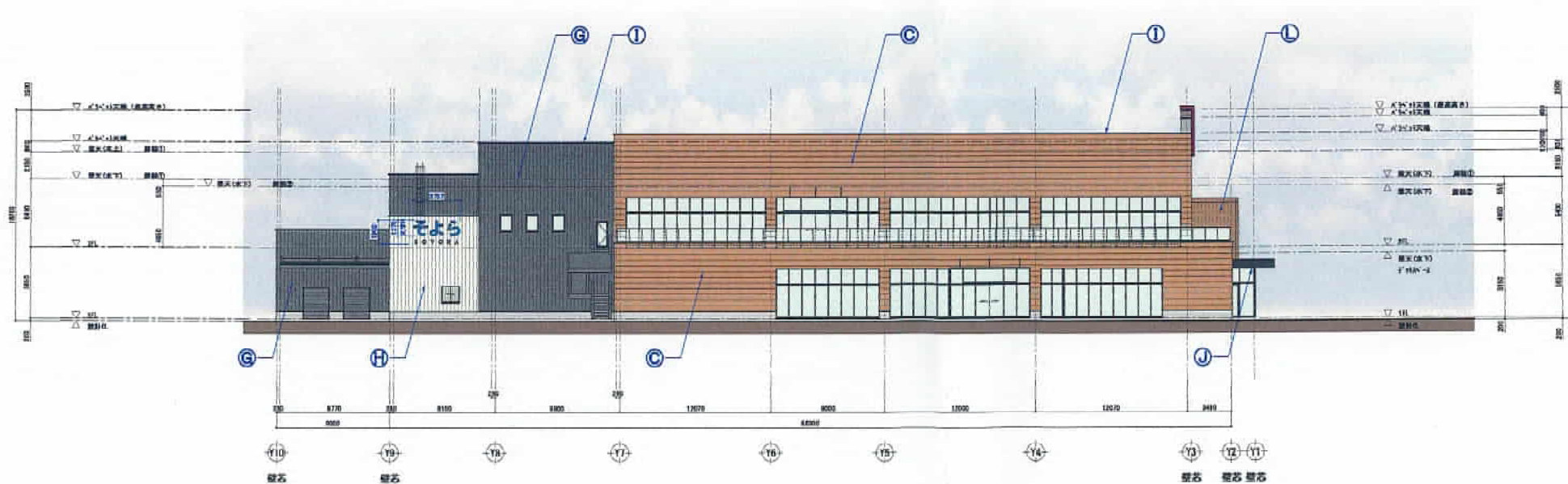


㊿ / 角張サイディング

ガラス・タイル・角張サイディング



西立面图



南立面图

図面 9-1 (2)
着色立面图

小売店舗棟① ※図面は計画中のものです。変更の可能性があります。

⑧ / タイル壁サイディング	EJ08123(10YR 8/3)
⑨ / 塗装壁サイディング	CPA236(10YR 8/1)
⑩ / 木目調サイディング	EP8482PK(10YR 8/4)
⑪ / 塗装壁サイディング	CPM003P(2.5YR 4/1)
⑫ / 塗装壁サイディング	EPM511P(N4)
⑬ / ストラップ調サイディング	EPJ221 NK (N4)
⑭ / 塗装サイディング	ガルバリウムカラー鋼/70/20/ウ K588444-70/20(0.3D 8.1/0.3)
⑮ / 角波サイディング	ガルバリウムカラー鋼/70/20/ウ K588444(0.3D 8.1/0.3)
⑯ / 窓枠	白亜色 1P-2021(10YR2/1)
⑰ / 窓扉(メイン)	白亜色 1P-2021(10YR2/1)
⑱ / 化粧モール	黒色 1P-2021(10YR2/1)
⑲ / 木目調ルーバー	天竺木調塗装再塗装ルーバー リグナム

※図面は計画中のものです。変更の可能性があります。

北立面图

西立面图

東立面圖

南立面图

図面 9-2
着色立面図
小売店舗棟②

○日本元児	カラー	マシン仕様
⑦ 履機「Z」型で4角機 15-16インチ履機 6インチの工法		4,430 2.10
⑦ 材料にC型鋼を用いた、多機能環境型地上式工法		1070 6.10
⑧ 軽便シャッター		1070 6.10
⑧ 20インチ打設も履機の上、多機能環境型地上式工法		1070 6.10
⑨ 車両「高知」履機1.0メートル加工の上、保付装置		870 5.10
⑨ 車両「高知」履機1.0メートル加工の上、保付装置 15-16インチ履機 15-16インチ履機 15-16インチ履機		1070 6.10
⑦ 主要15-16インチ履機 15-16インチ履機		1070 6.10
⑨ 治具、保付装置「Z」型履機		1070 6.10
⑨ 履機履機「Z」型履機 15-16インチ履機		1070 6.10
⑩ 15インチ履機 15-16インチ履機		1070 6.10
⑪ 履機 15-16インチ履機		1070 6.10
⑫ 15インチ履機 15-16インチ履機		1070 6.10

[illegible]

※図面は計画中のものです。変更の可能性があります。

駐車場法チェックリスト

施設名	店舗名（仮称）そよら小野 駐車場①
-----	-------------------

①	駐車場出口及び入口の位置					
	項 目		チェック欄	項 目	チェック欄	
	1	交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル		大臣認定を取得した場合		
	2	交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分		大臣認定を取得した場合		
	3	横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分				
	4	安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分		大臣認定を取得した場合		
	5	乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）		大臣認定を取得した場合		
	6	踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分				
	7	横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5m以内の道路の部分				
	8	幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の部分 （当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、緑石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む。）				
	9	橋		大臣認定を取得した場合		
	10	幅員が6m未満の道路		大臣認定を取得した場合		
	11	縦断勾配が10%を超える道路				
	12	1～11に該当しない	○			
②	前面道路の数					
	項 目		チェック欄			
	1	1つ				
	2	2つ以上	駐車場出入口を自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設置			○
	3		歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき			
	4		特別の理由があるとき			
	5		2～4に該当しない			
③	駐車部分の面積					
	項 目		チェック欄			
	1	6,000㎡未満				
	2	6,000㎡以上	自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って10m以上としている			○（入口1、出口1）
	3		緑石線又は柵その他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている			○（出入口5）
	4		2～3に該当しない			△（出入口1～4、6）
④	自動車の回転を容易にする必要					
	項 目		チェック欄			
	1	不要	○			
	2	必要	隅切りを行う。 （切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは1.5m以上とする）			
	3		2に該当しない			
⑤	出口付近の構造					
	項 目		チェック欄			
	1	出口から2m後退した自動車の車路の中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認可能である	○			
	2	確認不可能				
⑥	車路の幅員					
	項 目		チェック欄			
	1	一方通行 （駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分）	自動車:2.75m以上 自動二輪車:1.75m以上			
	2	一方通行 （1の部分を除く）	自動車:3.5 m以上 自動二輪車:2.25m以上			○
	3	両側通行	自動車:5.5 m以上 自動二輪車:3.5 m以上			○
	4	1～3に該当しない				
⑦	建築物の場合					
	項 目		チェック欄			
	1	建築物ではない	○			
	2	建築物である	はり下の高さは、2.3m以上である			
	3		屈曲部は、自動車を5m以上の内法のり半径で回転させることができる構造（自動二輪車専用駐車場の屈曲部にあつては、特定自動二輪車を3m以上の内法のり半径で回転させることができる構造）である			
	4		傾斜部の縦断勾こう配は、17%を超えない			
	5		傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げている			
	6		2～5いずれか1以上に該当しない			

※自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合、②～⑤は対象外となります。
△既存不適格であるが、既存出入口を利用する計画であり、出入口は変わらないことから今回の計画ではやむを得ないとして小野市と協議済み。

駐車場法チェックリスト

施設名	店舗名（仮称）そよら小野 駐車場②
-----	-------------------

①	駐車場出口及び入口の位置					
	項 目		チェック欄	項 目	チェック欄	
	1	交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル		大臣認定を取得した場合		
	2	交差点の側端又は道路の曲がり角から5m以内の部分		大臣認定を取得した場合		
	3	横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5m以内の部分	△			
	4	安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分		大臣認定を取得した場合		
	5	乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から10m以内の部分（当該停留所又は停留場に係る運行系統に属する乗合自動車、トロリーバス又は路面電車の運行時間中に限る。）		大臣認定を取得した場合		
	6	踏切の前後の側端からそれぞれ前後に10m以内の部分				
	7	横断歩道橋（地下横断歩道を含む。）の昇降口から5m以内の道路の部分				
	8	幼稚園、小学校、義務教育学校、特別支援学校、幼保連携型認定こども園、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園、児童遊園又は児童館の出入口から20m以内の部分 （当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、緑石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあつては、当該出入口の反対側及びその左右20m以内の部分を含む。）				
	9	橋		大臣認定を取得した場合		
	10	幅員が6m未満の道路		大臣認定を取得した場合		
	11	縦断勾配が10%を超える道路				
	12	1～11に該当しない				
②	前面道路の数					
	項 目		チェック欄			
	1	1つ	○			
	2	2つ以上	駐車場出入口を自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設置			
	3		歩行者の通行に著しい支障を及ぼすおそれのあるとき			
	4		特別の理由があるとき			
	5		2～4に該当しない			
③	駐車部分の面積					
	項 目		チェック欄			
	1	6,000㎡未満	○			
	2	6,000㎡以上	自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつ、それらの間隔を道路に沿って10m以上としている			
	3		緑石線又は柵その他これに類する工作物により自動車の出口及び入口を設ける道路の車線が往復の方向別に分離されている			
	4		2～3に該当しない			
④	自動車の回転を容易にする必要					
	項 目		チェック欄			
	1	不要	○			
	2	必要	隅切りを行う。 （切取線と自動車の車路との角度及び切取線と道路との角度を等しくすることを標準とし、かつ、切取線の長さは1.5m以上とする）			
	3		2に該当しない			
⑤	出口付近の構造					
	項 目		チェック欄			
	1	出口から2m後退した自動車の車路の中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かつて左右にそれぞれ60度以上の範囲内において、当該道路を通行する者の存在を確認可能である	○			
	2	確認不可能				
⑥	車路の幅員					
	項 目		チェック欄			
	1	一方通行 （駐車料金の徴収施設が設けられており、かつ、歩行者の通行の用に供しない部分）	自動車:2.75m以上 自動二輪車:1.75m以上			
	2	一方通行 （1の部分を除く）	自動車:3.5 m以上 自動二輪車:2.25m以上			○
	3	両側通行	自動車:5.5 m以上 自動二輪車:3.5 m以上			○
	4	1～3に該当しない				
⑦	建築物の場合					
	項 目		チェック欄			
	1	建築物ではない	○			
	2	建築物である	はり下の高さは、2.3m以上である			
	3		屈曲部は、自動車を5m以上の内法のり半径で回転させることができる構造（自動二輪車専用駐車場の屈曲部にあつては、特定自動二輪車を3m以上の内法のり半径で回転させることができる構造）である			
	4		傾斜部の縦断勾こう配は、17%を超えない			
	5		傾斜部の路面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げている			
	6		2～5いずれか1以上に該当しない			

※自動車の出口又は入口を道路内に設ける場合、②～⑤は対象外となります。
△既存不適格であるが、既存出入口を利用する計画であり、出入口は変わらないことから今回の計画ではやむを得ないとして小野市と協議済み。

チェックリスト

大規模集客施設条例及び大規模小売店舗立地法の手続時には、計画施設における配慮事項への具体的な対応について下表の右欄に記入し、届出書類と併せて提出してください。

なお、ガイドラインで示した配慮事項によることが困難な場合、個別の計画に応じた安全性を確保するための措置を対応欄に記載願います。

駐車場①

分類	配慮事項	対応欄
(1) 駐車場出入口		
①	駐車場出入口の間口の長さは原則6m以下とし、出庫車線は原則1車線とすること。	出庫車両を1車線とするため、ゼブラ帯等の路面標示で間口の長さは原則6m以下とします。出入口6は銀行の駐車場の出入口であり6m以下とすることは困難ですが、既存の運用において事故等の問題は発生しておらず、今回の計画について主たる来退店経路として設定しないことから、一定の安全性は確保できると考えます。開店後の状況をみてできる限りの対応を検討します。入口1については車両の運転に不慣れな方が安全にゆとりをもって円滑に入庫できるよう7mを取る計画です。
②	駐車場出口においては、前面道路に対する視認性を確保すること。	出口において、前面道路に対する視認性を確保します。
③	入庫ゲートを設置する場合は、道路境界から6m以上の距離を確保すること。	入口において、入庫ゲートは設置しない計画です。
④	繁忙時等は、駐車場の出入口に交通誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保すること。	入口1、出口1、出入口1～4について、繁忙時等は駐車場の出入口に交通誘導員を適宜配置し、歩行者等の安全を確保します。出入口5・6は銀行の駐車場の出入口であり、既存の運用において事故等の問題は発生しておらず、今回の計画について主たる来退店経路として設定していないことから、一定の安全性は確保できると考え、配置は想定していませんが、開店後の状況をみてできる限りの対応を検討します。
⑤	駐車場出入口及び出入庫ゲート付近の車路に勾配がある場合、停止位置は平坦とするよう努めること。	入口1について勾配付近で車両が停止しないよう優先・非優先の路面標示を示しています。

⑥	駐車場出入口付近には、路面標示や標識等による分かりやすい案内及び注意喚起を行うよう努めること。	駐車場出入口付近について、路面標示や標識等により、分かりやすい案内及び注意喚起を行うよう努めます。
(2) 車路		
①	路面標示や標識等により分かりやすい誘導を行うよう努めること。特に、車路の交差部では路面標示等により優先性の明確化に努めること。	路面標示により分かりやすい誘導に努めます。また、止まれ等の路面標示で優先・非優先を明確化します。
②	駐車場の車路は、一方通行とするなど単純で分かりやすいレイアウトとするよう努めること。	場内は一部を除き、一方通行とすることで、単純で分かりやすいレイアウトに努めます。
③	徐行を徹底するため路面標示やハンプの設置等を行うよう努めること。	ハンプの設置により徐行を促すよう努めます。
④	建物配置等により車路の見通しが悪い場合は、注意喚起の表示やカーブミラーの設置等の安全対策を行うよう努めること。	視認性が悪い車路はありません。
⑤	主要な車路の分岐点等には出口への進路を示すほか、出口によって退店する方面が異なる場合は、その方面を併せて表示するよう努めること。	主要な車路の分岐点等には、路面標示及び標識で出口への進路を示します。また、各出入口付近に路面標示や看板等により退店経路方向を示します。
⑥	駐車場出入口付近の車路は、円滑な出入庫が可能となるよう単純な形状とすること。	出入口付近の車路は、円滑な出入庫が可能となるよう単純な形状とします。
分類	配慮事項	対応欄
(3) 駐車マス等		
①	必要駐車台数を確保するために設置される駐車マスの大きさは、原則幅 2.5m以上、奥行 5.0m以上とすること。	幅 2.5m、奥行 5.0mを基本としますが、一部に軽自動車用を明示した小さいマスを設けます。
②	障害者等用駐車マスは、安全に乗降できるスペースを設けるよう努めること。	障害者等用駐車マスは、安全に乗降できるスペースを設けます。
③	障害者等用駐車マスは、原則複数設置とし、建物出入口等までの経路が極力短くなる位置とすること。	障害者等用駐車マスは各建物付近に設置します。建物出入口等までの経路が極力短くなる位置とする計画です。
④	複合的な商業施設などで長時間の滞在や高齢者、障害者等の利用が相当程度見込まれる場合は、停車スペースを設けるよう努めること。	停車スペースを設けます。

⑤	大規模な駐車場等で駐車マスの空き状況の確認が困難な場合は、満空表示等により運転者の負担軽減に努めること。	計画店舗は平面駐車場のみで駐車マスの空き状況の確認は可能です。
⑥	来客用駐車マスは、円滑な出入庫を妨げないよう、駐車場出入口付近を避けて配置するよう努めること。	来客用駐車マスは、出入口付近をなるべく避けて配置しています。
(4) 歩行者用通路		
①	駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、原則として幅員1m以上（車椅子使用者が利用する通路は幅員1.2m以上）の識別しやすいものとし、車路の横断箇所を極力少なくすること。	幅員1m以上のラインを引くことで歩行者用通路を示し、できるだけ車路の横断箇所を少なくするよう努めます。また、車椅子使用者が利用する通路は幅員1.2m以上とします。銀行駐車場の駐車マスからの歩行者経路について、銀行を利用する方が利用する駐車場であるため、計画店舗までの歩行者用経路は不要です。
②	島状に配置した駐車マスの背面に歩行者用通路を設ける場合は、車止めを設置するとともに、注意喚起の表示により、歩行者の安全確保を図ること。	島状に配置した駐車マスの背面に歩行者通路はありません。
③	自転車使用者が利用する歩行者用通路は、幅員2m以上とすること。	自転車使用者が利用する歩行者用通路は2m以上とします。
④	障害者等用駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、車両の動線と交錯しないようにすること。	計画店舗は複数の施設が設置される複合施設であることから、障害者等用駐車マスは複数の建物付近に分散して設置するとともに、建物出入口等までの経路が極力短くなる位置を検討しました。建物出入口等までの歩行者用通路は、車両の動線との交錯ができる限り少なくなる位置を検討し、交錯する場合は路面標示にて視認性に配慮、横断箇所に滑り止めを実施、ハンプにより事故被害の軽減の対策を検討しました。

⑤	建物が複数棟ある場合は、建物間の動線計画に配慮した歩行者用通路を確保すること。	建物間の動線計画に配慮した歩行者用通路を確保します。
分類	配慮事項	対応欄
(5) その他		
①	歩行者用通路、駐輪場、建物等に面する位置に車路や駐車マスを設置する場合は、防護柵を設けるよう努めること。	歩行者用通路、駐輪場、建物等に面する位置に車路や駐車マスを設置する場合は、防護柵等を設けるよう努めます。
②	営業時間内に搬出入車両等が来客用駐車場を利用する場合は、交通誘導員の配置などの安全対策を講じること。	営業時間内に搬出入車両が来客用駐車場を利用する場合は、交通誘導員を配置します。
③	駐輪場の位置は、自転車動線が建物出入口前などの人が集中する箇所を通過しないよう配慮すること。	各建物付近に分散して駐輪場を配置することで、人が集中する箇所を通過しないよう配慮します。
④	駐車場内にショッピングカート置場を設ける場合は、切な位置に設けるよう努めること。	駐車場内にショッピングカート置場を設ける計画です。適切な位置に設けるよう努めます。また、カート置場を設置する場合は看板等により位置がわかるようにし、カートが車路に放置されないように適宜、従業員等にて巡回します。
⑤	駐車場の一部で夜間における利用を制限する場合は、制限時も適切な動線を確保すること。	駐車場の一部で夜間における利用を制限する場合は、制限時も適切な動線を確保します。
⑥	夜間又は建物内の駐車場においては、障害物や案内標識を明確に認識できる照明施設を設けるよう努めること。	障害物や案内標識を明確に認識できるよう適切な位置に照明施設を設置します。
⑦	駐車場や駐輪場は人の視線が確保できる場所に配置し、必要に応じて防犯設備等を設けるよう努めること。	駐車場や駐輪場は主要な出入口付近や道路から見えるような、人の視線が確保できる場所に配置し、死角をなくするため、防犯設備等は不要と考えます。

⑧	グラスパーキングとする場合は、日照、長時間駐車の可能性、出入庫の頻度等を勘案して駐車マスを設置するよう努めること。	グラスパーキングの位置は車両駐車頻度が少ない位置を考慮して設置します。
⑨	計画地が信号交差点の角地等で、通り抜け車両の発生が懸念される場合は、駐車場内の安全確保のための対策を講じるよう努めること。	敷地が広く、信号待ちへの通り抜けは生じにくいと考えますが、通り抜け車両による問題等が確認された場合は、対策を検討します。
⑩	道路に面する位置に駐車マスや駐輪場を設ける場合は、道路から直接駐車や駐輪ができないよう対策を講じること。	駐車場や駐輪場は、道路から直接駐車や駐輪はできない配置とします。

チェックリスト

大規模集客施設条例及び大規模小売店舗立地法の手続時には、計画施設における配慮事項への具体的な対応について下表の右欄に記入し、届出書類と併せて提出してください。

なお、ガイドラインで示した配慮事項によることが困難な場合、個別の計画に応じた安全性を確保するための措置を対応欄に記載願います。

駐車場②

分類	配慮事項	対応欄
(1) 駐車場出入口		
①	駐車場出入口の間口の長さは原則6m以下とし、出庫車線は原則1車線とすること。	出入口について、カラーコーン等で6m以下とし出庫車線を1車線とします。
②	駐車場出口においては、前面道路に対する視認性を確保すること。	出口において、前面道路に対する視認性を確保します。
③	入庫ゲートを設置する場合は、道路境界から6m以上の距離を確保すること。	入口において、入庫ゲートは設置しない計画です。
④	繁忙時等は、駐車場の出入口に交通誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保すること。	繁忙時等は、駐車場の出入口に交通誘導員を適宜配置し、歩行者等の安全を確保します。
⑤	駐車場出入口及び出入庫ゲート付近の車路に勾配がある場合、停止位置は平坦とするよう努めること。	既存の駐車場であり、過去の運用において事故等の問題は発生しておらず、停止位置付近は見通しがよい構造と考えます。すでに勾配があるものなので停止位置を平坦にすることは困難ですが、運転席からの見え方に問題はないため、一定の安全性は確保できると考えます。
⑥	駐車場出入口付近には、路面標示や標識等による分かりやすい案内及び注意喚起を行うよう努めること。	駐車場出入口付近について、路面標示により案内及び注意喚起を行います。
(2) 車路		
①	路面標示や標識等により分かりやすい誘導を行うよう努めること。特に、車路の交差部では路面標示等により優先性の明確化に努めること。	既存の駐車場であり、過去の運用において事故等の問題は発生しておらず、駐車場内は見通しがよい構造と考えます。入口付近に看板を設置し、一方通行による誘導を行うことで交差部の優先性について一定の安全性は確保できると考えます。
②	駐車場の車路は、一方通行とするなど単純で分かりやすいレイアウトとするよう努めること。	一方通行を基本として、看板により示します。

③	徐行を徹底するため路面標示やハンプの設置等を行うよう努めること。	看板により徐行の注意喚起をおこないます。
④	建物配置等により車路の見通しが悪い場合は、注意喚起の表示やカーブミラーの設置等の安全対策を行うよう努めること。	視認性が悪い車路はありません。
⑤	主要な車路の分岐点等には出口への進路を示すほか、出口によって退店する方面が異なる場合は、その方面を併せて表示するよう努めること。	出入口は1箇所であることから、進路、方面の表示は不要と考えます。
⑥	駐車場出入口付近の車路は、円滑な出入庫が可能となるよう単純な形状とすること。	出入口付近の車路は単純な形状になります。
分類	配慮事項	対応欄
(3) 駐車マス等		
①	必要駐車台数を確保するために設置される駐車マスの大きさは、原則幅 2.5m以上、奥行 5.0m以上とすること。	幅 2.5m、奥行 5.0mの駐車マスです。
②	障害者等用駐車マスは、安全に乗降できるスペースを設けるよう努めること。	隔地駐車場建物出入口から遠いため、障害者等用駐車マスの設置はありません。
③	障害者等用駐車マスは、原則複数設置とし、建物出入口等までの経路が極力短くなる位置とすること。	隔地駐車場建物出入口から遠いため、障害者等用駐車マスの設置はありません。
④	複合的な商業施設などで長時間の滞在や高齢者、障害者等の利用が相当程度見込まれる場合は、停車スペースを設けるよう努めること。	隔地駐車場のため、停車スペースはありません。
⑤	大規模な駐車場等で駐車マスの空き状況の確認が困難な場合は、満空表示等により運転者の負担軽減に努めること。	計画店舗は平面駐車場のみで駐車マスの空き状況の確認は可能です。
⑥	来客用駐車マスは、円滑な出入庫を妨げないよう、駐車場出入口付近を避けて配置するよう努めること。	出入口付近に駐車マスはありません。

(4) 歩行者用通路		
①	駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、原則として幅員1m以上（車椅子使用者が利用する通路は幅員1.2m以上）の識別しやすいものとし、車路の横断箇所を極力少なくすること。	既存の駐車場であり、過去の運用において事故等の問題は発生しておらず、駐車場内は歩行者が識別しやすい構造と考えます。駐車マスから駐車場内出入口までの歩行者通路は幅員1mの空間を確保します。車路の横断箇所が極力少ないレイアウトのため一定の安全性は確保できると考えます。なお、隔地駐車場のため、身障者用駐車マスはありません。
②	島状に配置した駐車マスの背面に歩行者用通路を設ける場合は、車止めを設置するとともに、注意喚起の表示により、歩行者の安全確保を図ること。	島状に配置した駐車マスの背面に歩行者通路はありません。
③	自転車使用者が利用する歩行者用通路は、幅員2m以上とすること。	駐輪場がないため、自転車使用者が利用する歩行者用通路はありません。
④	障害者等用駐車マスから建物出入口等までの歩行者用通路は、車両の動線と交錯しないようにすること。	隔地駐車場では建物出入口から遠いため、障害者等用駐車マスの設置はありません。
⑤	建物が複数棟ある場合は、建物間の動線計画に配慮した歩行者用通路を確保すること。	隔地駐車場のため、建物はありません。
分類	配慮事項	対応欄
(5) その他		
①	歩行者用通路、駐輪場、建物等に面する位置に車路や駐車マスを設置する場合は、防護柵を設けるよう努めること。	隔地駐車場のため、設置可能な部分はありません。
②	営業時間内に搬出入車両等が来客用駐車場を利用する場合は、交通誘導員の配置などの安全対策を講じること。	隔地駐車場のため、荷さばき施設はありません。
③	駐輪場の位置は、自転車動線が建物出入口前などの人が集中する箇所を通過しないよう配慮すること。	隔地駐車場のため、駐輪場はありません。
④	駐車場内にショッピングカート置場を設ける場合は、切な位置に設けるよう努めること。	駐車場内にショッピングカート置場を設ける計画です。適切な位置に設けるよう努めます。また、カート置場を設置する場合は看板等により位置がわかるようにし、カートが車路に放置されないように適宜、従業員等にて巡回します。

⑤	駐車場の一部で夜間における利用を制限する場合は、制限時も適切な動線を確認すること。	隔地駐車場全体の利用制限により、出入口を封鎖することになるため、動線の確保は不要です。
⑥	夜間又は建物内の駐車場においては、障害物や案内標識を明確に認識できる照明施設を設けるよう努めること。	歩道に設置されている照明により、障害物や案内標識を明確に認識できると考えます。
⑦	駐車場や駐輪場は人の視線が確保できる場所に配置し、必要に応じて防犯設備等を設けるよう努めること。	駐車場は人の視線が確保できる場所に配置し、死角をなくすため、防犯設備等は不要と考えます。
⑧	グラスパーキングとする場合は、日照、長時間駐車の可能性、出入庫の頻度等を勘案して駐車マスを設置するよう努めること。	グラスパーキングはありません。
⑨	計画地が信号交差点の角地等で、通り抜け車両の発生が懸念される場合は、駐車場内の安全確保のための対策を講じるよう努めること。	出入口が一箇所のため通り抜けはありません。
⑩	道路に面する位置に駐車マスや駐輪場を設ける場合は、道路から直接駐車や駐輪ができないよう対策を講じること。	道路に面する位置に駐車マスはありません。

大規模小売店舗計画概要書

名 称	(仮称) そよら小野			
所 在 地	兵庫県小野市王子町字太良右兵衛門池 868 番地 1			
届出種別	大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項 (新設)			
新設又は変更年月日	令和 9 年 4 月 1 日			
店舗面積の合計	10,360 m ²			
営業時間	開店時刻	小売店舗棟① 午前 0 時 00 分 小売店舗棟② 午前 10 時 00 分	閉店時刻	小売店舗棟① 翌午前 0 時 00 分 小売店舗棟② 午後 9 時 00 分
駐 車 場	位 置	配置図参照	収容台数	702 台
	利用可能時間帯	駐車場① 午前 0 時 00 分～翌午前 0 時 00 分 駐車場② 午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分		
	出入口の数	駐車場① 8 箇所 駐車場② 1 箇所	出入口の位置	配置図参照
駐 輪 場	位 置	配置図参照	収容台数	296 台
荷さばき施設	位 置	配置図参照	面 積	326 m ²
	作業時間帯	午前 6 時 00 分～午後 10 時 00 分		
廃棄物等保管施設	位 置	配置図参照	容 量	39 m ³

○添付書類：建物配置図兼 1 階平面図



荷さばき施設①
面積: 208.0㎡
(8.0m × 26.0m)

小売店舗棟①
店舗面積: 8,654㎡
1F : 4,468㎡
2F : 4,186㎡



廃棄物等保管施設①
容量: 31.0㎡
(2.80m × 4.65m × 1.0m)
(3.00m × 4.00m × 1.5m)

併設施設棟①
併設施設: 1,256㎡



駐輪場②: 108台

廃棄物等保管施設②
容量: 8.3㎡(2.3m × 2.4m × 1.5m)

荷さばき施設②
面積: 117.6㎡(9.8m × 12.0m)



自動二輪車駐輪場①: 20台

駐輪場⑤: 16台

併設施設棟④
銀行(既存)
併設施設: 1,000㎡

併設施設棟②
併設施設: 226㎡

併設施設棟③
併設施設: 152㎡

駐輪場④: 69台

②自動二輪車駐輪場: 4台

駐輪場③: 38台

総合体育館

小野市総合体育館
(アルゴ)

凡例

- 敷地境界
- 建物枠
- 店舗面積
- 施設全体 : 10,360㎡
- 小売店舗棟① : 8,654㎡
- 小売店舗棟② : 1,706㎡
- 併設施設
- 施設全体 : 2,634㎡
- 併設施設棟① : 1,256㎡
- 併設施設棟② : 226㎡
- 併設施設棟③ : 152㎡
- 併設施設棟④ : 1,000㎡
- 既存店舗敷地(現在営業中)
- 駐輪場
- 全体 : 966台 うち来客用702台
- 駐輪場①: 816台
- (障害者等用17台含む)
- 障害者等駐輪マス
- みなと銀行駐輪場25台
- 駐輪場②: 150台
- グラスパーキング
- 駐輪場
- 全体 : 360台 うち来客用296台
- 駐輪場①: 129台
- 駐輪場②: 108台
- 駐輪場③: 38台
- 駐輪場④: 69台
- 駐輪場⑤: 16台
- 自動二輪車駐輪場
- 全体 : 24台
- 自動二輪車駐輪場①: 20台
- 自動二輪車駐輪場②: 4台
- 荷さばき施設
- 全体 : 326㎡
- 荷さばき施設① : 208.0㎡
- 荷さばき施設② : 117.6㎡
- 廃棄物等の保管施設
- 全体 : 39㎡
- 保管施設① : 31.0㎡
- 保管施設② : 8.3㎡
- 店舗出入口
- 駐輪場の自動車の出入口
(出入口1~6、入口1、出口1)
- 搬入車両出入口
- 歩行者出入口
(歩行者出入口1~9)
- 自転車出入口
(自転車出入口1~4)
- 歩行者経路(ライン引きで標示する)
カラー塗装
(車路横断箇所に滑り止め塗装)
- ハンパ設置
- 交通誘導員(繁忙時適宜配置)
- 交通誘導員(搬入時適宜配置)
- 方向別誘導看板位置(予定)
- 防護柵等設置位置(予定)
- カート置場を設置予定(場所未定)
- 来店経路
- 退店経路

※看板は現時点の検討案であるため、
デザイン等、詳細は変更となる可能性
があります。

建物配置図
兼1階平面図

R8.7.31
(S=1/1,200)

受付